資料１

あきる野市男女共同参画計画

第６次　あきる野

男女共同参画プラン（案）

令和９年度～令和１３年度

（2027 年度～2031 年度）

令和　年　月

あ き る 野 市

【留意事項】

○　数値の端数処理は四捨五入しているため、構成比等の合計が 100 にならない場合があります。

目　　次

■第１章　計画の基本的事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
　１　計画改定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
　２　計画の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
　３　男女共同参画をめぐる近年の動向・・・・・・・・・・・・・・・・・
　４　あきる野市の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
　５　計画の性格・位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
　６　計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
　７　計画の基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
　８　施策の方向性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
　９　施策の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

■第２章　計画の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
　方向性Ⅰ　男女共同参画社会の実現に向けた意識形成・・・・・・・・・
　　施策分野１　男女共同参画に関する意識の醸成・・・・・・・・・・・
　　　施策１　　男女共同参画に係る意識啓発の推進・・・・・・・・・
　　　施策２　　多様性や多文化共生への理解の促進及び相談支援・・・
　　施策分野２　男女共同参画に関する教育の推進・・・・・・・・・・・
　　　施策１　　学校における人権・男女平等に関する教育の推進・・・
　　施策分野３　協働による男女共同参画の推進・・・・・・・・・・・・
　　　施策１　　市民との協働による施策の推進・・・・・・・・・・・・
　方向性Ⅱ　あらゆる暴力の根絶と困難な問題を抱える女性への支援・・・
　　施策分野１　配偶者等からの暴力の根絶・・・・・・・・・・・・・・
　　　施策１　　配偶者等からの暴力に関する周知啓発・・・・・・・・
　　施策分野２　配偶者等からの暴力による被害者の支援・・・・・・・・
　　　施策１　　配偶者等からの暴力に関する被害者の支援・・・・・・
　　　施策２　　被害者の自立支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・
　　　施策３　　関係機関との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・
　　施策分野３　様々な暴力の防止のための啓発及び相談支援・・・・・・
　　　施策１　　虐待等防止のための啓発及び相談支援・・・・・・・・
　　　施策２　　若年層に対する予防啓発の実施・・・・・・・・・・・・
　　　施策３　　ハラスメント防止のための意識啓発・・・・・・・・・
　　施策分野４　困難な問題を抱える女性への支援・・・・・・・・・・・

施策１　困難な問題を抱える女性等に対する各種相談等の実施・
方向性Ⅲ　職業生活における女性の活躍及び
ワーク・ライフ・バランスの推進・・・・・・・・・・・・
施策分野１　職業生活における女性の活躍の推進・・・・・・・・・・
施策１　男女の雇用機会と待遇の均等確保・・・・・・・・・・
施策２　女性等の能力発揮と職業能力開発の支援・・・・・・・
施策分野２　ワーク・ライフ・バランスの推進・・・・・・・・・・・
施策１　ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発・・・・・
施策２　子育て支援による家庭生活との両立・・・・・・・・・
施策３　介護支援による家庭生活との両立・・・・・・・・・・
方向性Ⅳ　生涯を通じた健康支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
施策分野１　リプロダクティブ・ヘルス／ライツの推進・・・・・・・
施策１　リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する意識啓発・
施策２　妊娠・出産・産後に関する支援・・・・・・・・・・・
施策分野２　性差や年代に応じた健康支援・・・・・・・・・・・・・
施策１　健康に関する周知啓発・・・・・・・・・・・・・・・
施策２　予防や早期発見のための事業の実施・・・・・・・・・
方向性Ⅴ　あらゆる分野における男女共同参画の推進・・・・・・・・・
施策分野１　あらゆる分野での女性の参画拡大・・・・・・・・・・
施策１　政策・方針決定の場における男女共同参画の推進・・・
施策２　防災分野における男女共同参画の推進・・・・・・・・
■第３章　計画の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
１　計画の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
２　計画の推進状況の管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
３　数値目標の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

■資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

第１章　計画の基本的事項

１　計画改定の趣旨

２　計画の目的

３　男女共同参画をめぐる近年の動向

４　あきる野市の現状

５　計画の性格・位置付け

６　計画期間

７　計画の基本理念

８　施策の方向性

９　施策の体系

1　計画策定の趣旨

市では、平成 10 年（1998 年）に「あきる野女性プラン」を策定して以降、社会情勢の変化等を踏まえつつ、プランの改定を行い、男女共同参画社会の実現を目指して計画的に施策を推進してきました。

令和４年（2022 年）３月に策定した「第５次あきる野男女共同参画プラン」（以下「第５次プラン」という。）では、「全ての人が、多様性を認め、互いを尊重し合い、あらゆる分野で、自らの個性と能力を十分に発揮し輝くことができる社会づくり」を基本理念とし、「男女共同参画社会の実現に向けた意識形成」など５つの施策の方向性を設定した上で、６６の事業に取り組んできました。

こうした中、第５次プランの計画期間が令和９年（2027 年）３月をもって終了することから、令和８年（2026 年）３月に策定された国の「第６次男女共同参画基本計画」等を踏まえ、「第６次あきる野男女共同参画プラン」（以下「第６次プラン」という。）を策定することとしました。

2　計画の目的

第５次プランの基本理念である「全ての人が、多様性を認め、互いを尊重し合い、あらゆる分野で、自らの個性と能力を十分に発揮し輝くことができる社会づくり」を継承し、引き続きその実現を目指して、実効性のある施策の推進を図っていくことを目的としています。

3　男女共同参画をめぐる近年の動向

（１）国際的な動き

ア　持続可能な開発目標ＳＤＧｓ

ＳＤＧｓとは、「Sustainable Development Goals」の略称であり、「持続可能な開発目標」を示します。平成２７年（2015 年）９月の国連サミットにおいて、国連加盟 193 か国により、国際社会共通の目標として採択されました。

１７の大きな目標と、それらを達成するための１６９の具体的な目標で構成され、令和 12 年（2030 年）までに達成を目指すものとなっています。

日本においては、平成２８年（2016 年）、政府内にＳＤＧｓ推進本部が設置され、同年１２月には、ＳＤＧｓの実施指針が決定されており、地方公共団体において、ＳＤＧｓの達成に向けた取組が進められています。



出典：国際連合広報センター

【男女共同参画社会の実現等に向けた取組との関係性が深いもの】

1 貧困をなくそう	あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ	
	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する	→ 3 すべての人に健康と福祉を
4 質の高い教育をみんなに	すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する	
	ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る	→ 5 ジェンダー平等を実現しよう
8 働きがいも経済成長も	すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を推進する	→ 10 人や国の不平等をなくそう
	国内および国家間の格差を是正する	→
11 住み続けられるまちづくりを	都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靭かつ持続可能にする	
	持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する	→ 16 平和と公正をすべての人に

特に、ＳＤＧｓの目標５「ジェンダー平等を実現しよう」は、男女共同参画社会の実現に直接的に関わるものであるとともに、ＳＤＧｓにおける全ての目標の達成に極めて重要な貢献をするものであるとされています。

イ　ジェンダー・ギャップ指数（ＧＧＩ）

世界経済フォーラムが毎年公表する経済・教育・健康・政治の４分野のデータを基にした「ジェンダー・ギャップ指数」[1]は、世界各国の男女格差を測る指標の１つであり、令和８（2026）年の日本の順位は145か国中117位でした。「教育」と「健康」の分野では、世界トップクラスの評価を得ているものの、「経済」と「政治」における評価は低く、Ｇ７諸国の中では最下位の位置にあります。

（２）国の動き（近年の主な法改正、計画策定等）

ア　第６次男女共同参画基本計画【令和８年（2026年）３月策定】

「男女共同参画社会基本法」に基づき、平成１２年（2000年）に「男女共同参画基本計画」が策定されて以降、定期的に改定が行われており、令和８年（2026年）３月に、「第６次男女共同参画基本計画」が策定されました。

同計画においては、我が国における経済社会環境や国際情勢の変化、我が国が主体的に参画してきたジェンダー平等に係る多国間の合意・コミットメント[2]の着実な履行・実施の観点も踏まえ、目指すべき社会として以下の４つを提示し、その実現を通じて、男女共同参画社会基本法が目指す男女共同参画社会の形成の促進を図っていくこととされています。

１　男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
２　男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
３　仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
４　あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、国際社会と協調する社会

[1]世界経済フォーラムが、経済、教育、健康、政治の分野毎に各使データをウェイト付けして算出している指数で、０が完全不平等、１が完全平等を表している。

[2]持続可能な開発のための2030アジェンダ、未来のための約束、女子差別撤廃条約、北京宣言・行動綱領、国連女性の地位委員会における政治宣言・合意結論、Ｇ７、Ｇ20、ＡＰＥＣなどにおける首脳宣言・閣僚宣言等

イ　労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律

【令和７年（2025 年）６月公布】

多様な労働者が活躍できる就業環境の整備を図るため、ハラスメント対策の強化、女性活躍推進法の有効期限の延長を含む女性活躍の推進、治療と仕事の両立支援の推進等の措置を講ずることを目的に「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」等が改正されました。

この改定により、事業主に対する求職者等へのセクシュアルハラスメント防止対策の義務化や職場における治療と就業の両立を促進するために必要な措置を講じることの努力義務化、女性活躍推進法の有効期限を１０年間（令和 18 年（2036 年）３月 31 日まで）延長することなどが定められました。

ウ　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律【令和７年（2025 年）１２月公布】

令和５年（2023 年）５月の一部改正において、保護命令制度の拡充・保護命令違反の厳罰化、基本方針・都道府県基本計画の記載事項の拡充が図られました。

その後、令和７年（2025 年）の一部改正において、紛失防止タグの取り付けや位置情報を取得する行為が接近禁止命令等における禁止行為に追加されました。

エ　育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律

【令和６年（2024 年）年５月公布】

男女ともに仕事と育児・介護を両立できるようにするため、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充、育児休業の取得状況の公表義務の拡大や次世代育成支援対策の推進・強化、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等が図られたほか、次世代育成支援対策推進法の有効期限が１０年間（令和１７年（2035 年）３月 31 日まで）延長されました。

オ　困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（女性支援新法）

【令和４年（2022 年）５月公布】

困難な問題を抱える女性への支援については、これまで売春防止法

（昭和 31 年制定）に基づき、「売春をなすおそれのある女子」に対する保護更生等を目的として、補導処分や相談対応等が行われてきました。

一方で、近年の女性をめぐる課題は、被虐待経験や障害による生きづらさ、性暴力被害や生活困窮など複雑化・多様化・複合化しており、このような多様な問題を抱える女性に対する「支援」を中心に据えた新しい法律の必要性が指摘されるようになりました。こうした声を受け、「女性の福祉」や「人権の尊重・擁護」を目的に、女性が安心して、自立して暮らせる社会の実現を目指して、同法が制定されました。

同法の目的及び基本理念には、「女性の福祉」「人権の尊重や擁護」「男女平等」といった視点が明確に示され、国・地方公共団体の責務として、困難な問題を抱える女性への支援に必要な施策を講じること、市町村の努力義務として、同法に基づく困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画を策定することなどが定められました。

カ　性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律【令和５年（2023 年）６月公布】及び性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する基本的な計画【令和８年（2026 年）６月策定】

性的指向[3]及びジェンダーアイデンティティ[4]の多様性に寛容な社会の実現に資することを目的として、同法を制定するとともに、同法に基づく「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する基本的な計画」を策定しました。同計画では、SOGI[5]の多様性に関する国民一人ひとりの理解を深めることで、性的マイノリティ[6]もマジョリティも安心して生き生きと人生を送ることができる共生社会の実現を目指すため、SOGI の多様性に関する知識の着実な普及、相談体制の整備等を進めていくこととされています。

---

[3]「恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向」のこと（LGBT 理解増進法）

[4]「自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識」のこと（LGBT 理解増進法）

[5]性的指向（Sexual Orientation）とジェンダーアイデンティティ（Gender Identity）の頭文字をとった略称

[6]同性に恋愛感情を持つ人や自分の性に違和感がある人など

（２）東京都の動き（近年の主な条例制定、計画策定等）

ア　東京都男女平等参画推進総合計画

【令和８年（2026 年）７月改定】

平成 12 年（2000 年）３月に制定された「東京都男女平等参画基本条例」に基づき、「男女平等参画のための東京都行動計画」が策定され、その後、２度の改定を経て、令和８年（2026 年）７月に「東京都男女平等参画推進総合計画」が改定されました。

同計画では、以下の基本理念及び４つのビジョンの実現に向けて、ライフステージに応じた切れ目のない支援、企業の持続的な成長、男女平等参画社会の実現に向けた広報・啓発活動、関係機関の連携・人材育成など、８つの政策の柱を立て、施策を推進していくこととしています。

【基本理念】誰もが自らの生き方を性別にとらわれず選択できる社会

【ビジョン】

1　男女ともに自分らしく希望する生活ができる社会の実現

2　雇用・就業分野における女性活躍の推進

3　男女平等参画を阻む意識の改革や環境整備

4　配偶者暴力対策

イ　第２期東京都性自認及び性的指向に関する基本計画

【令和５年（2023 年）３月改定】

平成 30 年（2018 年）10 月に制定された「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」に基づき、令和元年（2019 年）12 月に「東京都性自認及び性的指向に関する基本計画」が策定され、令和５年（2023 年）３月には、第２期計画が策定されました。

同計画では、「性的マイノリティ当事者に寄り添う」「多様な性に関する相互理解を一層推進する」「東京に集う誰もが共に支え合う共生社会「インクルーシブシティ東京」の実現を目指す」を基本方針とし、取組を進めていくこととしています。

また、同じく人権尊重条例に基づき、多様な性への理解を深め、性的マイノリティの方々が暮らしやすい環境づくりのため、「東京都パートナーシップ宣誓制度」が令和４年（2024 年）11 月に開始しました。

ウ　困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する東京都基本計画

【令和６年（2024 年）３月策定】

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」及び「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」の内容を踏まえ、東京都における困難な問題を抱える女性の福祉の増進及び自立に向けた施策を総合的かつ計画的に展開していくための計画として、「困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する東京都基本計画」が策定されました。

同計画では、「困難な問題を抱える女性の人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とし、困難な問題を抱える女性が、本人の意思が尊重されながら、安全にかつ安心して自立した生活を送ることができる東京の実現」を計画の理念とし、取組を進めることとしています。

エ　東京都雇用・就業分野における女性の活躍を推進する条例

【令和７年（2025 年）１２月制定】

女性がその個性や能力を発揮できる環境の整備を一層推進するため、「東京都雇用・就業分野における女性の活躍を推進する条例」が制定されました。

同条例では、以下の３つを基本理念とし、都、事業者、経済団体及び都民それぞれの責務を明確にしています。

１　女性が活躍できる環境の整備は、職業生活を中心とした女性の選択肢の拡大につながるのみならず、事業活動における、新たな価値の創造及び特定の性別に偏ることにより生じ得る支障の回避に寄与するものであるとの認識の下、事業者が主体的に取り組むことにより、その推進が図られなければならない。

２　女性が活躍できる環境の整備の推進に当たっては、性別による無意識の思い込みが、女性がその個性や能力を発揮する機会を阻むおそれがあるとの認識の下、社会全体でその解消が図られなければならない。

３　就業者の家庭生活と職業生活との両立に関しては、本人の意思が尊重されるべきであることに留意されなければならない。

4　あきる野市の現状

（１）人口等の推移

本市の人口は緩やかに減少しており、令和８年（2026 年）１月１日現在で 78,559 人となっています。性別でみると、男性に比べて女性が 443 人多くなっています。

図表１　男女別人口の推移

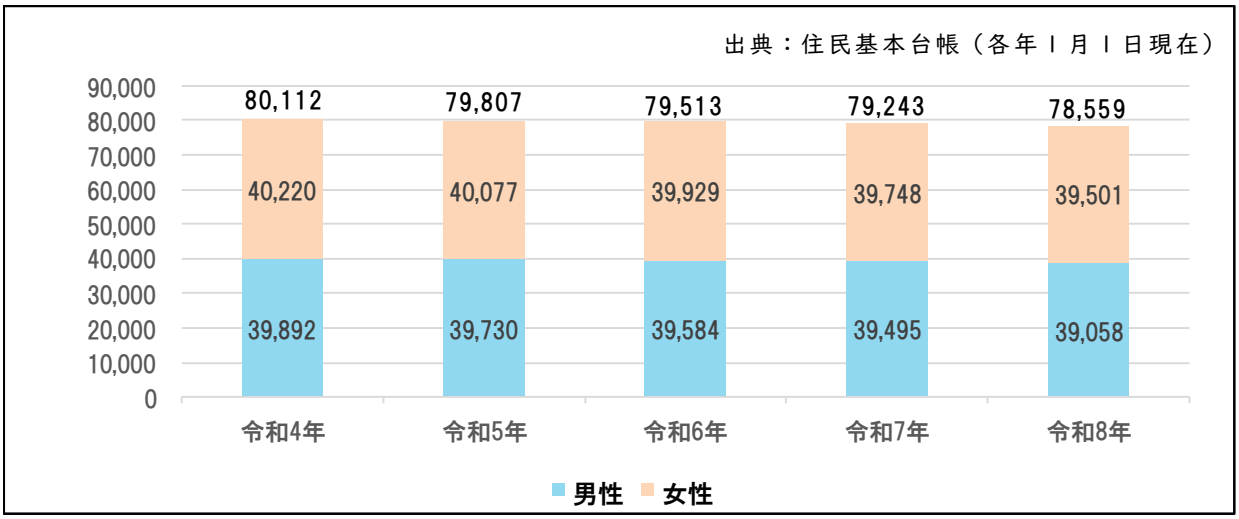

年齢３区分別でみると、令和５年（2023 年）以降、年少人口（０～14 歳）は減少傾向にあり、高齢者人口（65 歳以上）も令和６年（2024 年）以降、減少傾向に転じています。生産年齢人口（15～64 歳）は、増減を繰り返しながら推移しています。

図表２　総人口（年齢３区分別）の推移

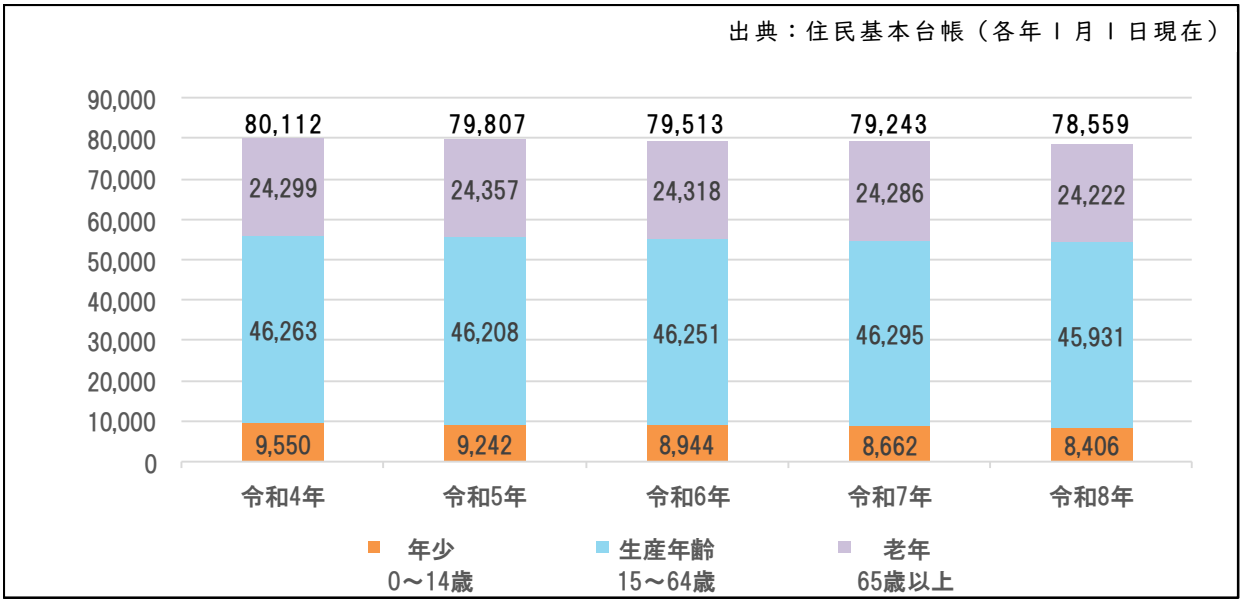

外国人人口については、年々増加しており、令和８年（2026 年）１月１日現在で 1,657 人、総人口に対しては 2.11％となっています。

図表３　外国人人口の推移

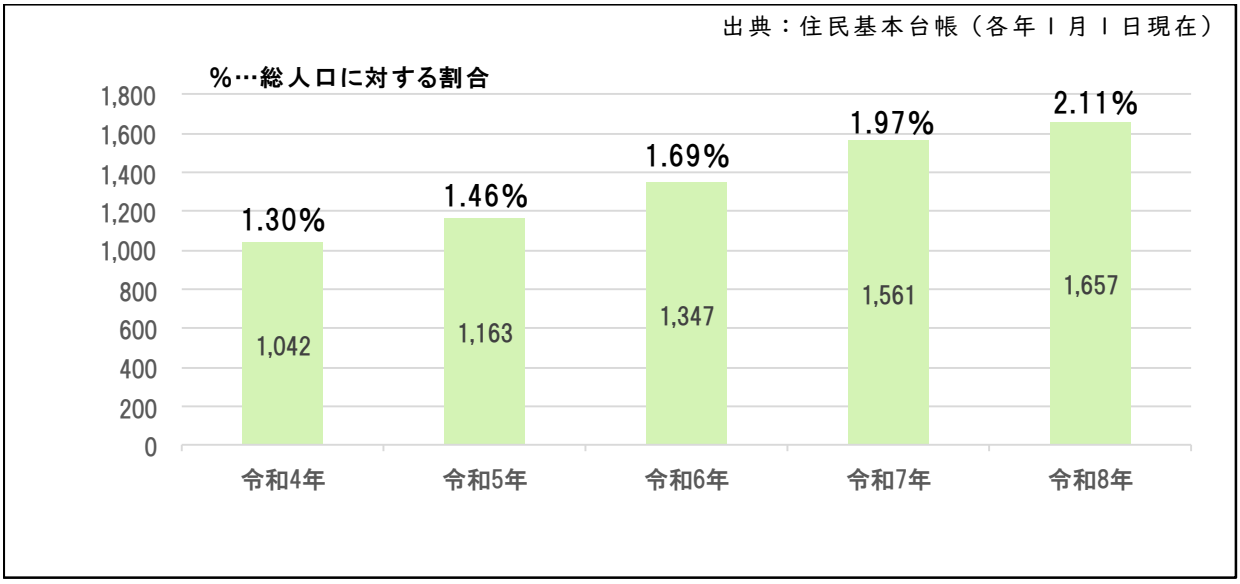

（２）女性相談、母子相談及び父子相談

令和７年度（2025 年度）の女性相談、母子相談及び父子相談の人数は、合計で 716 人となっています（配偶者等からの暴力に関する相談を含む）。

母子相談及び女性相談の相談人数は、令和５年度（2020 年度）に減少したものの、令和６年度（2024 年度）以降、緩やかに増加しています。

父子相談については、母子相談及び女性相談と比較して人数は少ないものの令和７年度(2025 年度)は、前年度の約７倍に増加しています。

図表４　女性相談、母子相談及び父子相談人数の推移

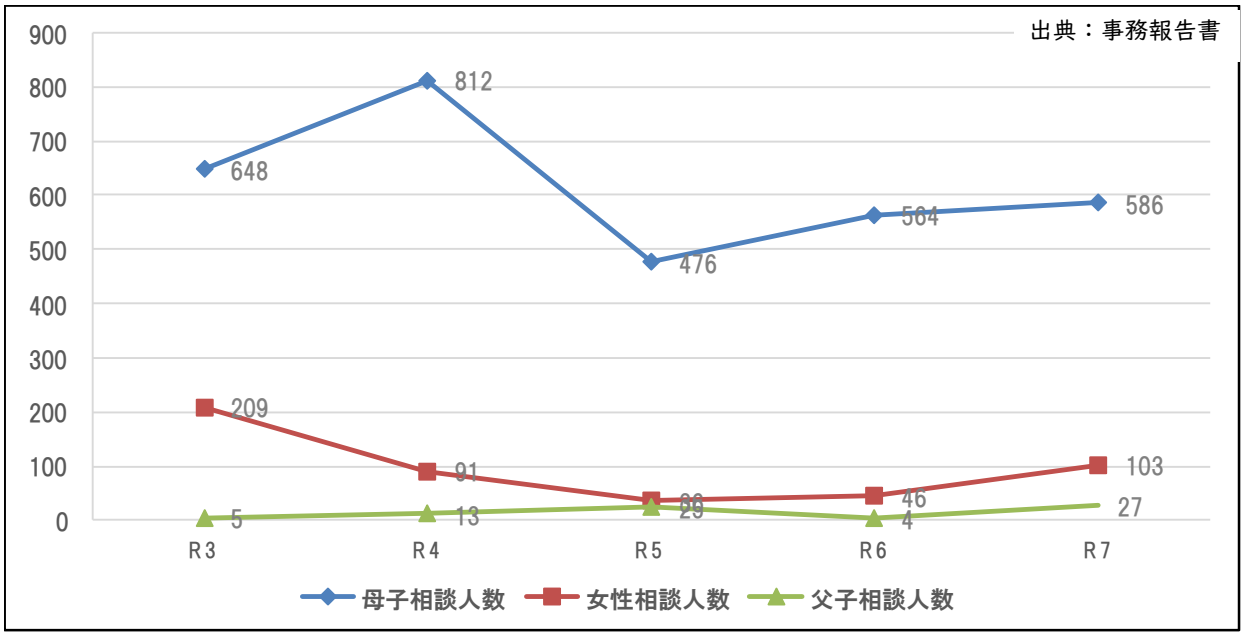

（３）就業に関する状況

ア　共働き・専業主婦（主夫）※世帯数の推移

共働き世帯数は増加傾向にあり、令和２年（2020 年）には 3,326 世帯となっています。一方、専業主婦（主夫）世帯数は、平成 22 年（2010年）以降、約 400 世帯のペースで減少しており、令和２年（2020 年）には 1,253 世帯となっています。

図表５　共働き・専業主婦（主夫）世帯数の推移

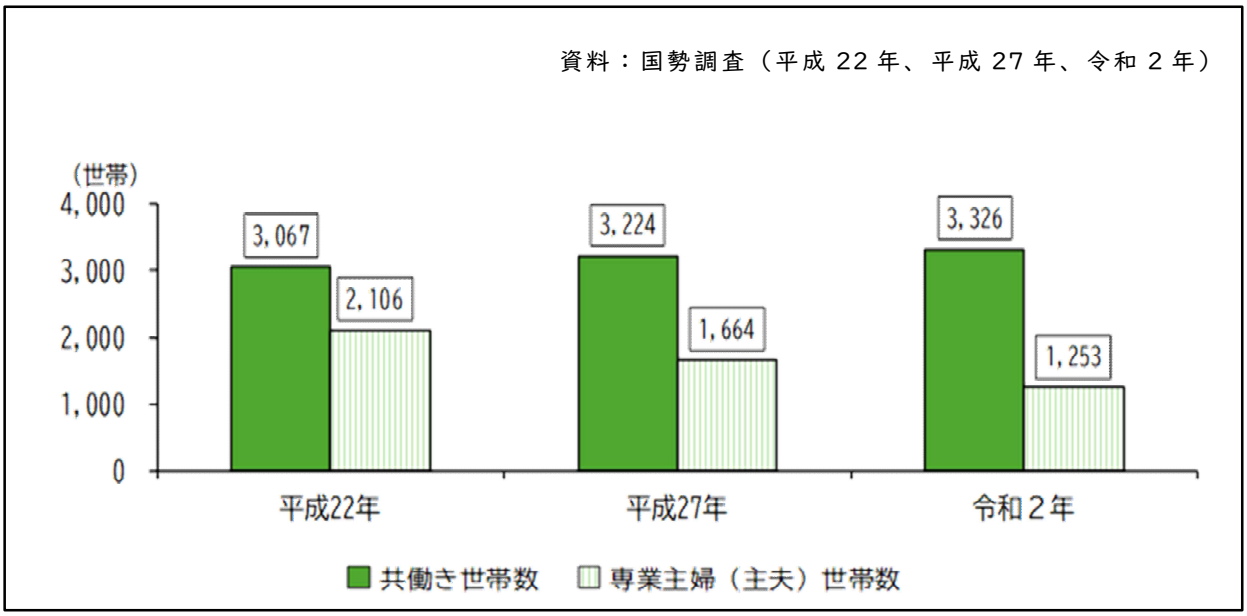

※　共働き世帯とは、夫・妻とも就業者の世帯を指します。

専業主婦（主夫）世帯とは、夫（又は妻）が就業者で妻（又は夫）が非就業者の世帯を指します。

イ　女性の労働力率の推移

女性の労働力率は、出産・育児の影響で低下し、子育てが落ち着くと再び上昇するという特徴があり、俗に「Ｍ字カーブ」と呼ばれます。近年は、育児休業制度の充実や女性の意識変化等により、曲線が緩やかとなる傾向にあります。

本市においても、令和２年（2020）年の女性の労働力率は、平成２７年（2015 年）よりも、３０歳から３９歳を底とするカーブが浅くなっており、より台形に近づいています。また、労働力率は全ての階級において上昇しており、特に５５歳から６４歳までの年代における増加が目立ちます。

図表６　あきる野市の女性の労働力率の推移

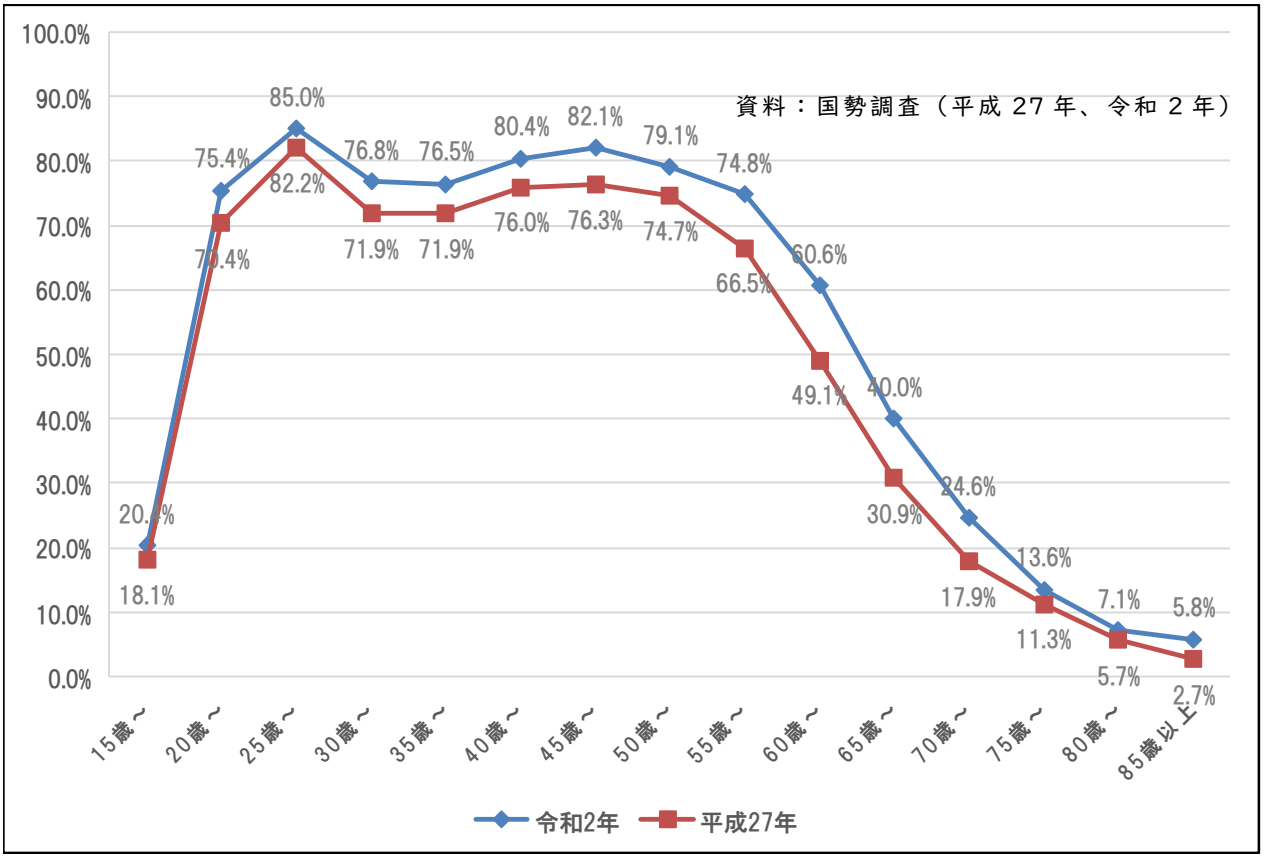

図表７　全国・東京都・あきる野市の女性の年齢階級別労働力率

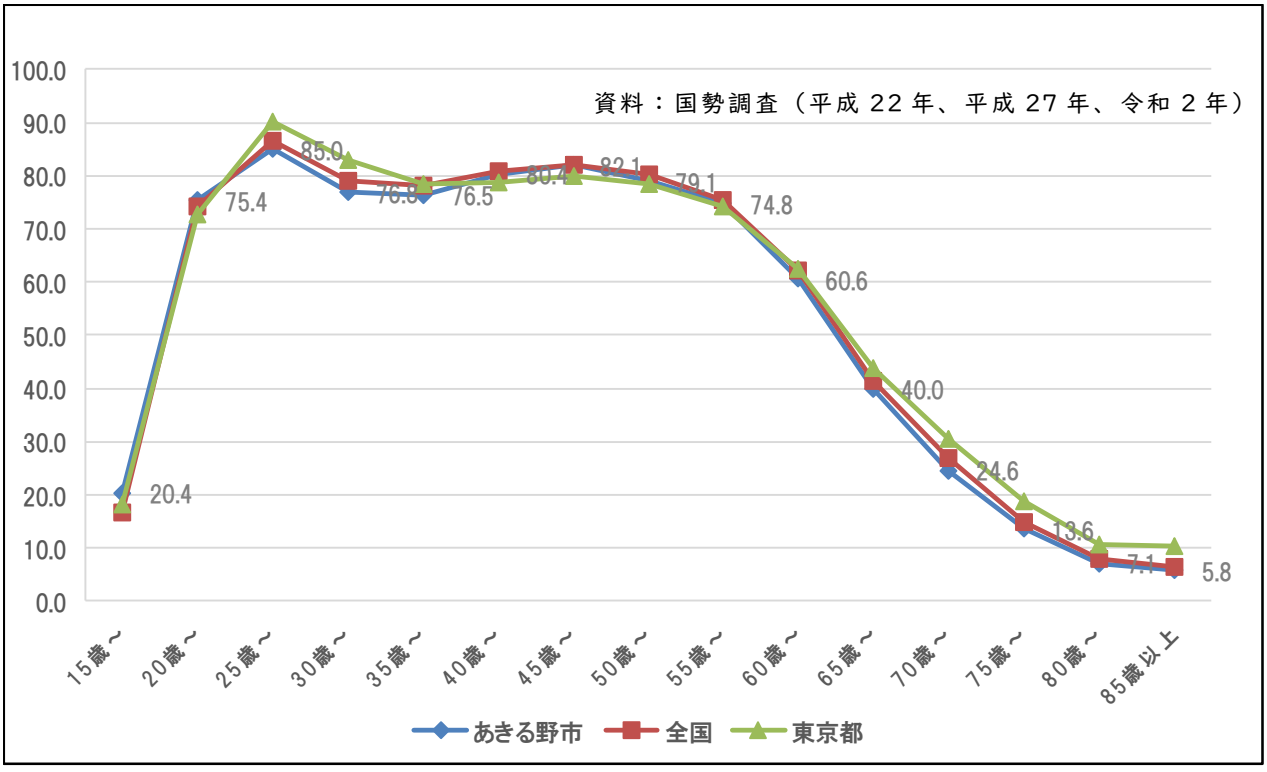

ウ　男女別の就業形態の推移

男女別の就業形態の推移については、男女共通して「正規職員・従業員」は増減があるものの、「派遣社員・パート・アルバイト・その他」は増加傾向が続いています。

いずれの年も男性は、「正規職員・従業員」の人数が「派遣社員・パート・アルバイト・その他」の人数を大幅に上回っているのに対し、女性は依然として「派遣社員・パート・アルバイト・その他」の人数の方が多くなっています。

図表８　男女別の就業形態の推移

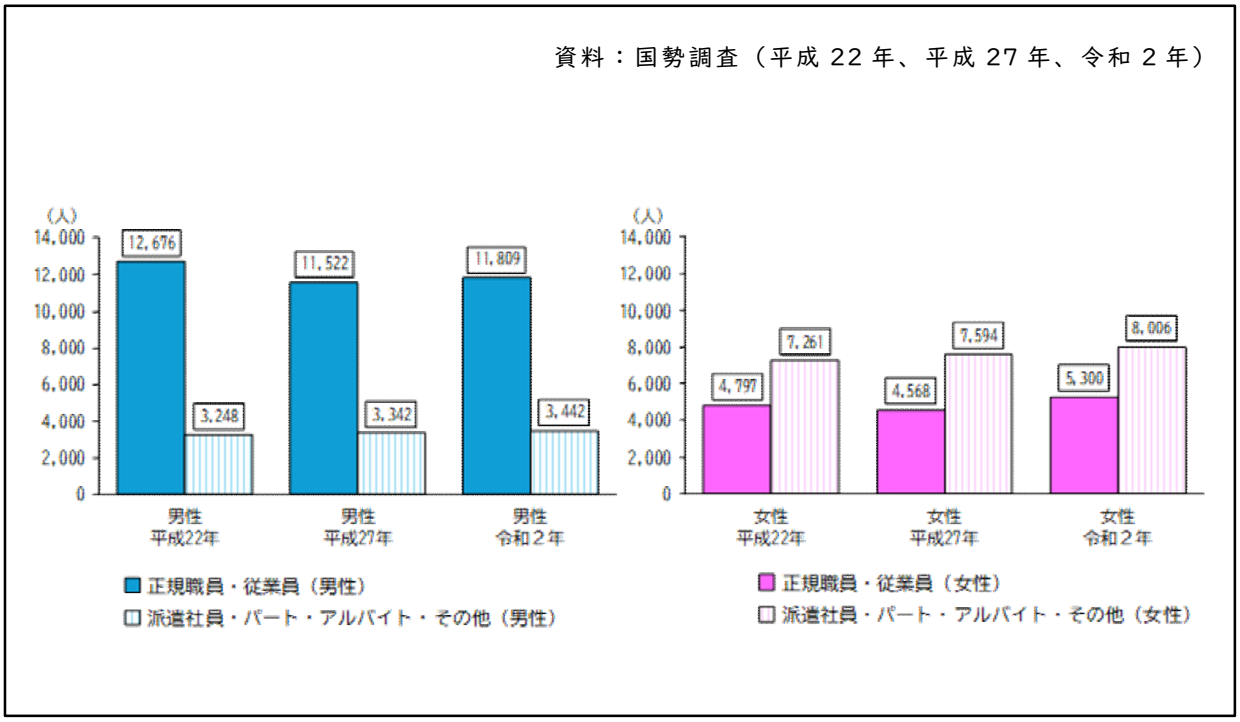

（４）市職員における女性の登用状況

市職員における女性の比率は 30%を超えており、増加傾向となっています。また、次世代育成支援対策推進法及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき策定した「あきる野市特定事業主行動計画」では、令和７年度（2025 年度）末までに管理・監督職における女性の比率を管理職は 25%以上、監督職は 35%以上とすることを目標とし、リーダーシップ、タイムマネジメントの手法、ワーク・ライフ・バランス等に関する研修の実施や、キャリア形成支援などに取り組んできました。令和８年（2026 年）４月１日現在の女性比率は、管理職が約１３．６％（５９人中８人）、監督職が約３３．３％（１２３人中４１人）で、いずれも目標値には達していないため、引き続き女性の登用の拡大に向けた取組が必要です。

図表９　あきる野市職員の男女比率(各年４月１日現在)

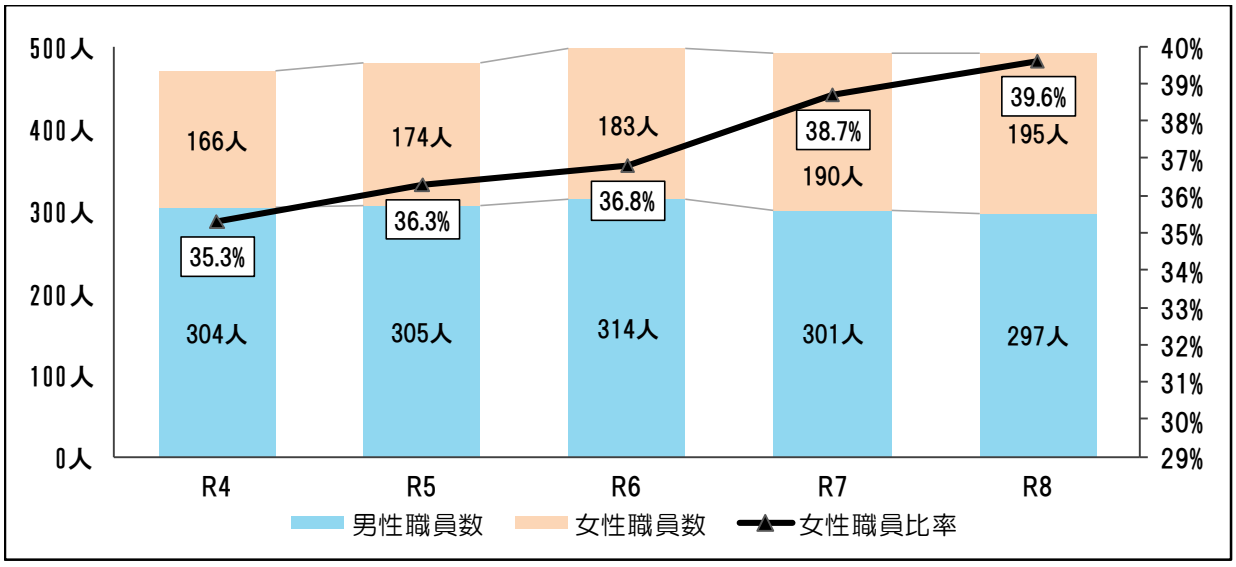

図表 10　管理・監督職における女性職員の比率(各年４月１日現在)

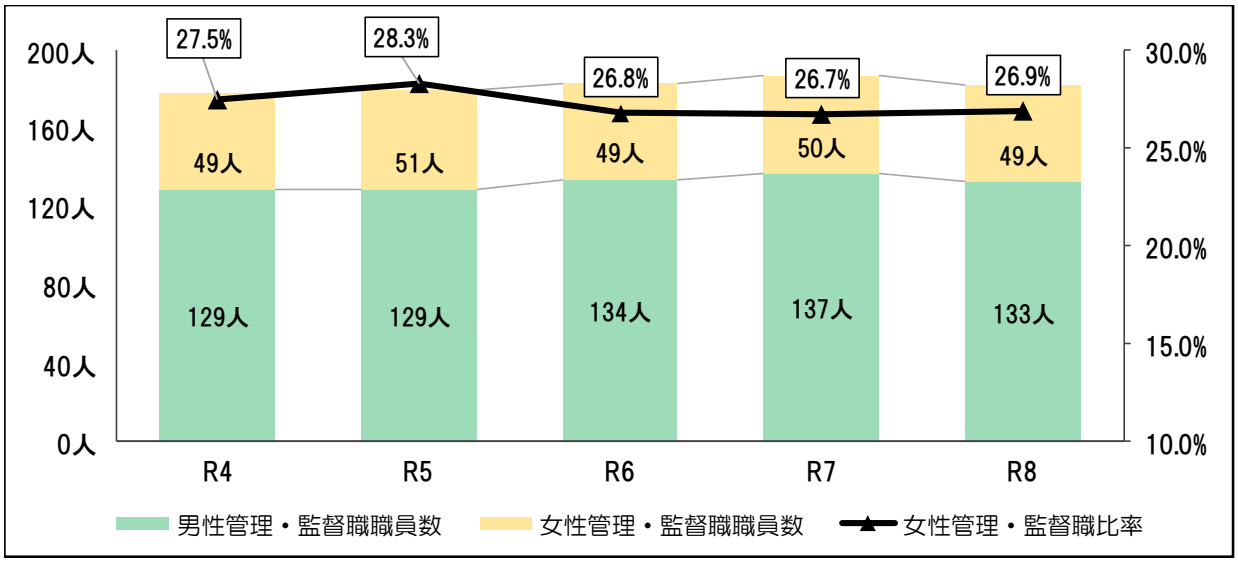

（５）各種委員会等における女性の参画状況

国は第６次男女共同参画基本計画において、地方公共団体の審議会等委員に占める女性の割合を令和 12 年（2030 年）までに 40%以上 60%以下とすることを目標としています。

令和８年（2026 年）年４月１日現在、市の各種委員会等全体における女性委員の比率は 34.1%となっています。また、68 の委員会等のうち、「女性委員が全体の 30%以上を占める委員会等」は 26 で全体の 38.2%、「１人でも女性委員がいる委員会等」は 60 で全体の 88.2%となっています。

図表 11　各種委員会等の委員に占める女性委員の割合の推移

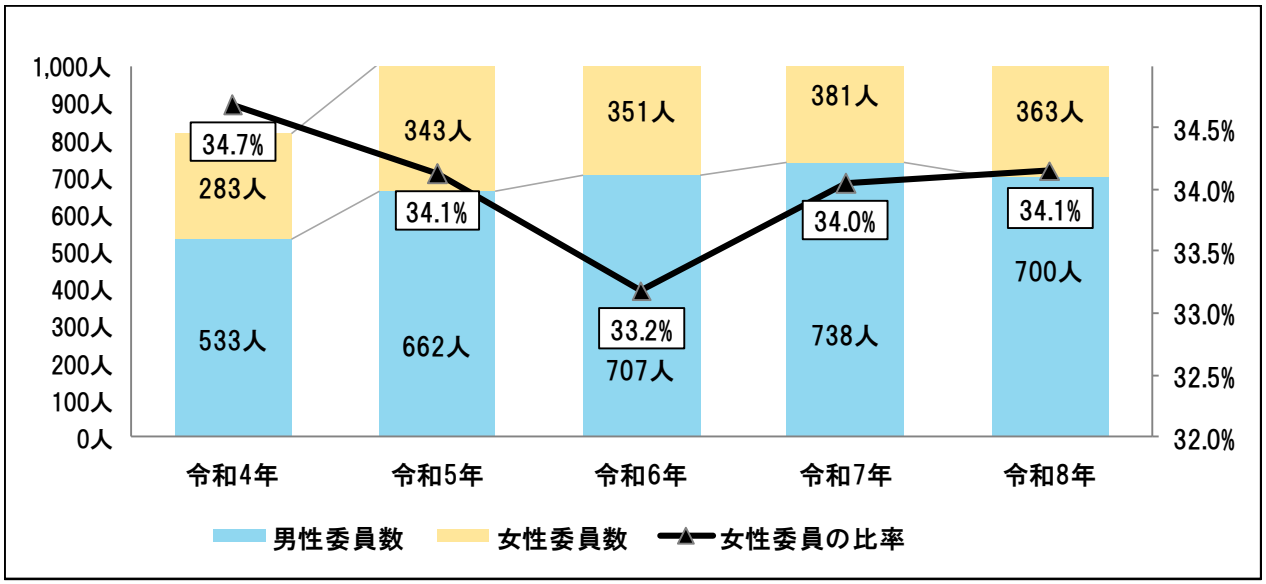

（６）令和８年度（2026 年度）市民アンケート調査結果から見た現状

※　男女共同参画等に関するものを抜粋

ア　男女共同参画に関する施策の満足度と重要度

市の 40 施策について、満足度と重要度を５段階で評価する「施策の満足度・重要度について」において、男女共同参画の実現に関する施策は、満足度が 19 位、重要度が 37 位となっています。また、多文化共生社会の推進に関する施策は、満足度が 22 位、重要度が 40 位となっています。

これらの結果は、男女共同参画や多文化共生の重要性の認識が十分に浸透していないことを示しています。男女共同参画社会の実現を目指すためには、市民等に向けた一層の周知啓発が必要です。

イ　男女共同参画社会に関する認知度

「男女共同参画社会」の認知度については、「内容を含めて知っている」「言葉は聞いたことがある」と答えた市民が約70%を超えており、これまでの周知啓発による一定の成果であると考えられます。一方で、「知っている」の回答率は32.2%と令和６年度の35.0%に比べると数値が低下しています。

男女共同参画社会の実現に向けては市民一人ひとりが男女共同参画社会という言葉を理解し、意識を醸成することが重要です。引き続き、男女共同参画等に関する施策を進め、市民の意識の醸成に努める必要があります。

図表 12　「男女共同参画社会とは、どのようなことかご存知ですか」に対する回答

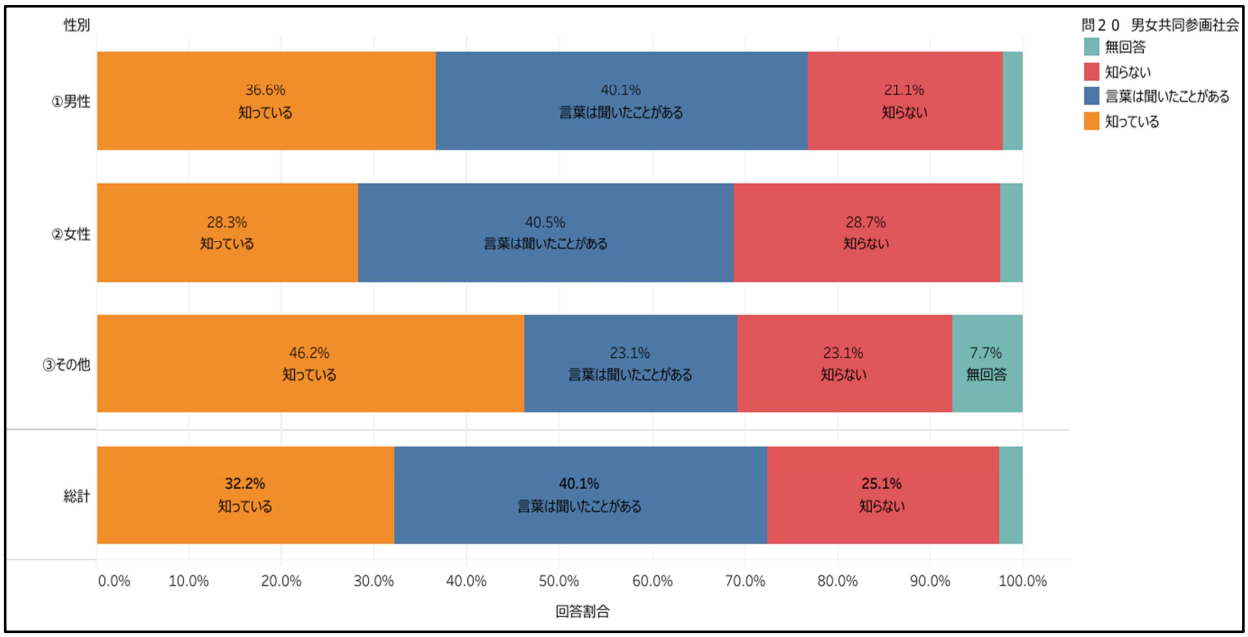

図表 13　設問「男女共同参画社会とは、どのようなことかご存知ですか」に

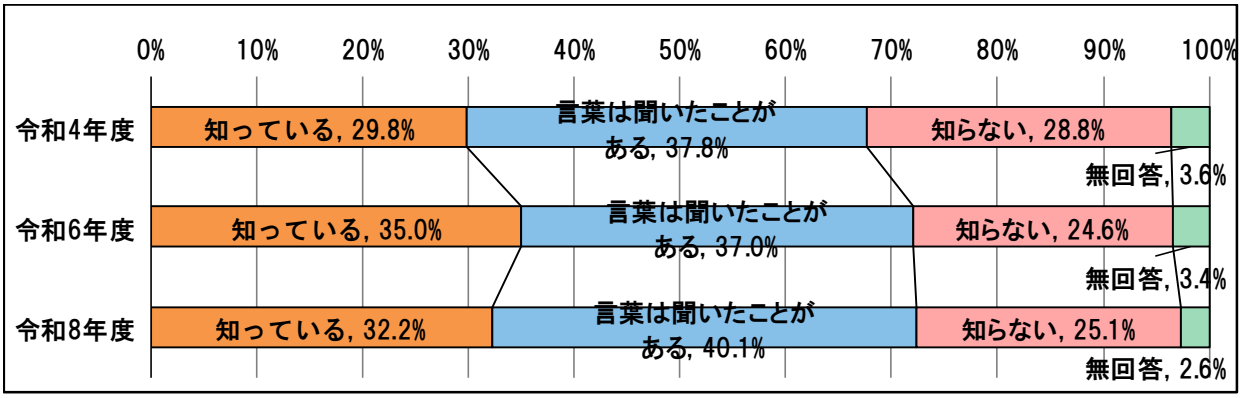

ウ　各場面において男女が平等になっていると感じる市民の割合

政治の場や社会通念・習慣・しきたりにおいて「男女平等である」の回答率は 15%未満となっています。また、学校教育の場における「男女平等である」の回答率が最も高い 44%となっていますが、いずれにしても 50%を超えていません。

これらの結果から、市民が様々な場面で男女平等と感じられるよう、男女共同参画の施策を更に推進することが必要です。

図表 14　「次のような場で女性と男性が平等になっていると思いますか。各項目について、あなたの感じ方に最も近いものを選んでください。（それぞれ該当するもの 1 つに○）」に対する回答

（%）

場面＼回答	回答者数（n）	男性の方が優遇されている	どちらかといえば男性の方が優遇されている	男女平等である	どちらかといえば女性の方が優遇されている	女性の方が優遇されている	わからない	無回答
家庭生活の場	805	10.4	31.3	34.4	7.0	2.4	12.2	2.4
職場		13.4	28.9	29.3	6.5	1.6	16.8	3.5
学校教育の場		1.6	8.9	44.0	1.6	1.2	38.1	4.5
政治の場		26.2	36.1	13.2	1.1	0.7	18.9	3.7
法律・制度上		12.9	25.5	29.2	4.8	2.0	22.5	3.1
社会通念・習慣・しきたり		20.6	43.7	12.4	2.0	1.4	16.5	3.4
地域の活動の場		8.2	26.8	33.0	3.0	1.4	24.7	2.9

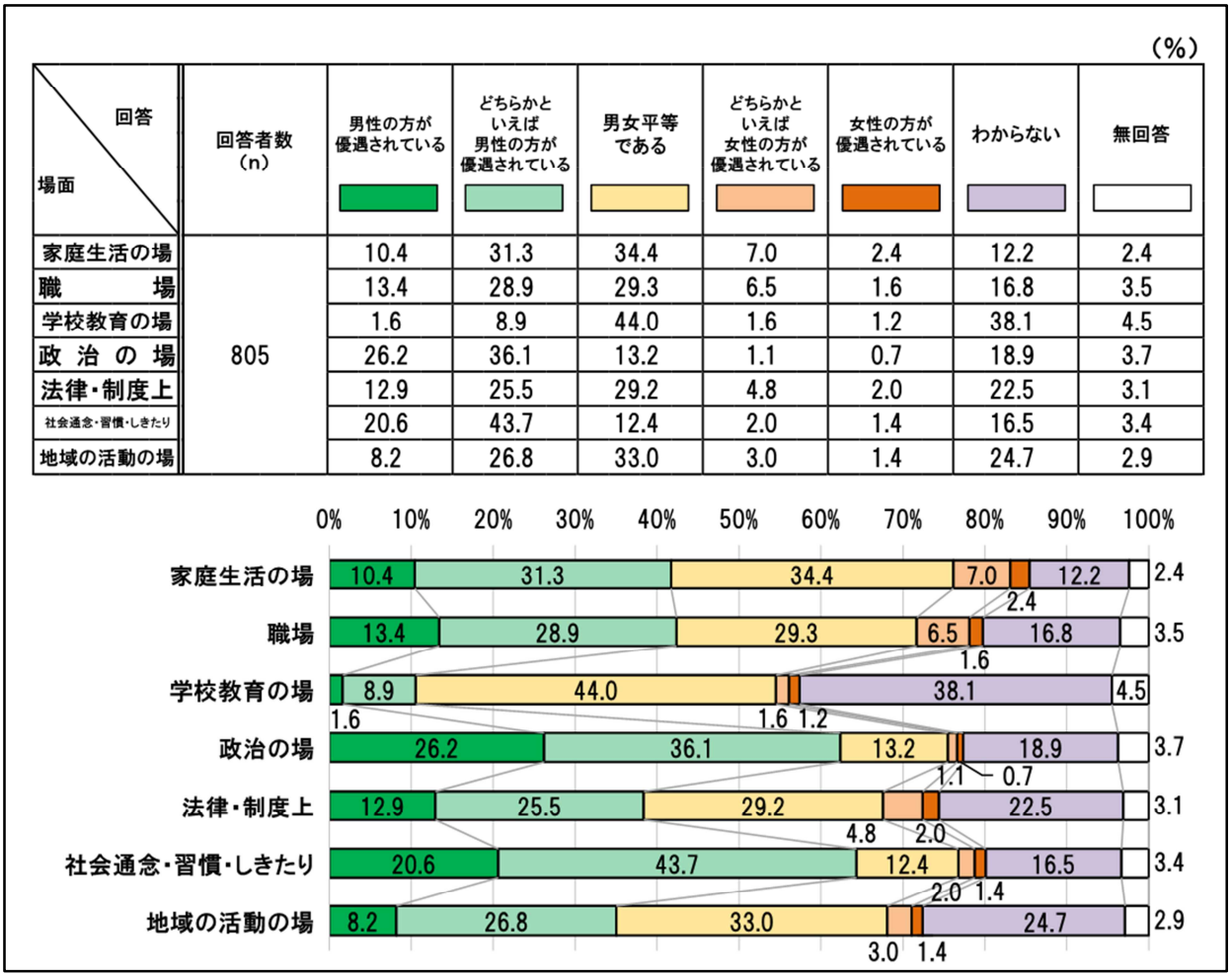

エ　男女共同参画に関する言葉の認知度

「性的マイノリティ」「DV、デート DV」「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」「多文化共生」の認知度については、「内容を含めて知っている」「言葉は聞いたことがある」と答えた市民が約 70%を超えており、これまでの周知啓発による一定の成果であると考えられます。一方で、「ＳＯＧＩ」「アライ（ＡＬＬＹ）」「アンコンシャス・バイアス」「リプロダクティブヘルス／ライツ」については、いずれも「知らない」の回答率が 60%を超えており、それらの言葉が市民に十分に浸透していないことを示しています。

引き続き、性別などに関わらず誰もが活躍できる「男女共同参画社会」の実現に向けた取組として、周知啓発を進めていく必要があります。

図表 15　「次の言葉について知っていますか。また、意味を知っていますか。」に対する回答

（%）

場面＼回答	回答者数（n）	内容を含めて知っている	言葉は聞いたことがある	知らない	無回答
性的マイノリティ	805	48.6	34.5	13.3	3.6
ＳＯＧＩ		4.1	12.2	80.2	3.5
アライ（Ally）		4.1	10.9	80.4	4.6
DV、デートDV		68.7	19.1	8.7	3.5
アンコンシャス・バイアス		14.0	17.5	64.8	3.6
リプロダクティブ・ヘルス/ライツ		4.5	8.1	83.7	3.7
ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）		57.8	28.1	10.6	3.6
多文化共生		42.5	34.7	19.3	3.6

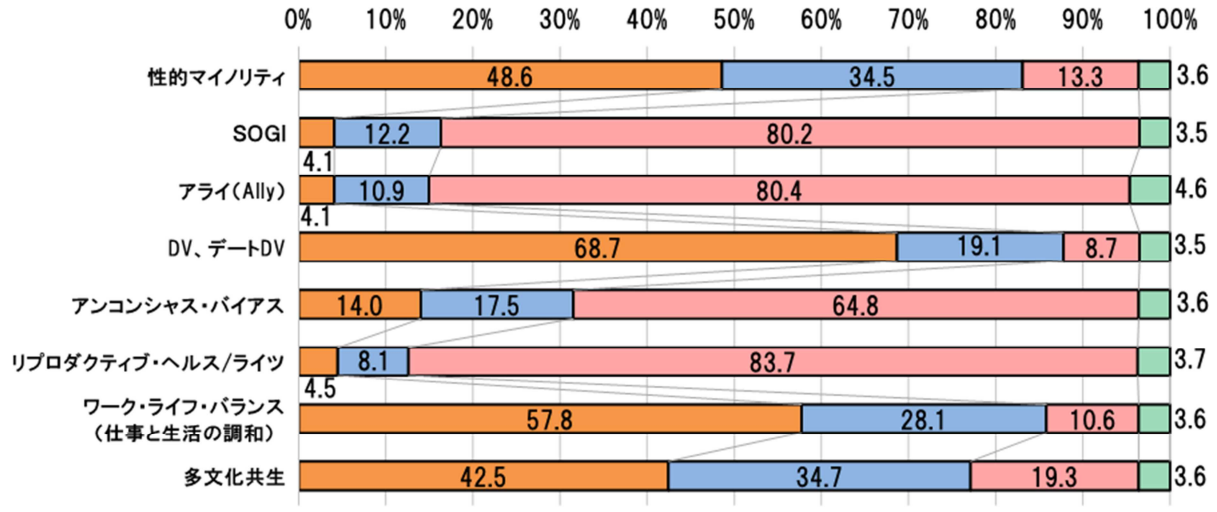

オ　性の多様性・多文化共生の理解促進や支援のために必要な取組について

図表 16　「性の多様性に対する理解の促進や支援のために必要だと思う取組はどのようなものですか。（該当するもの１つに○）」に対する回答

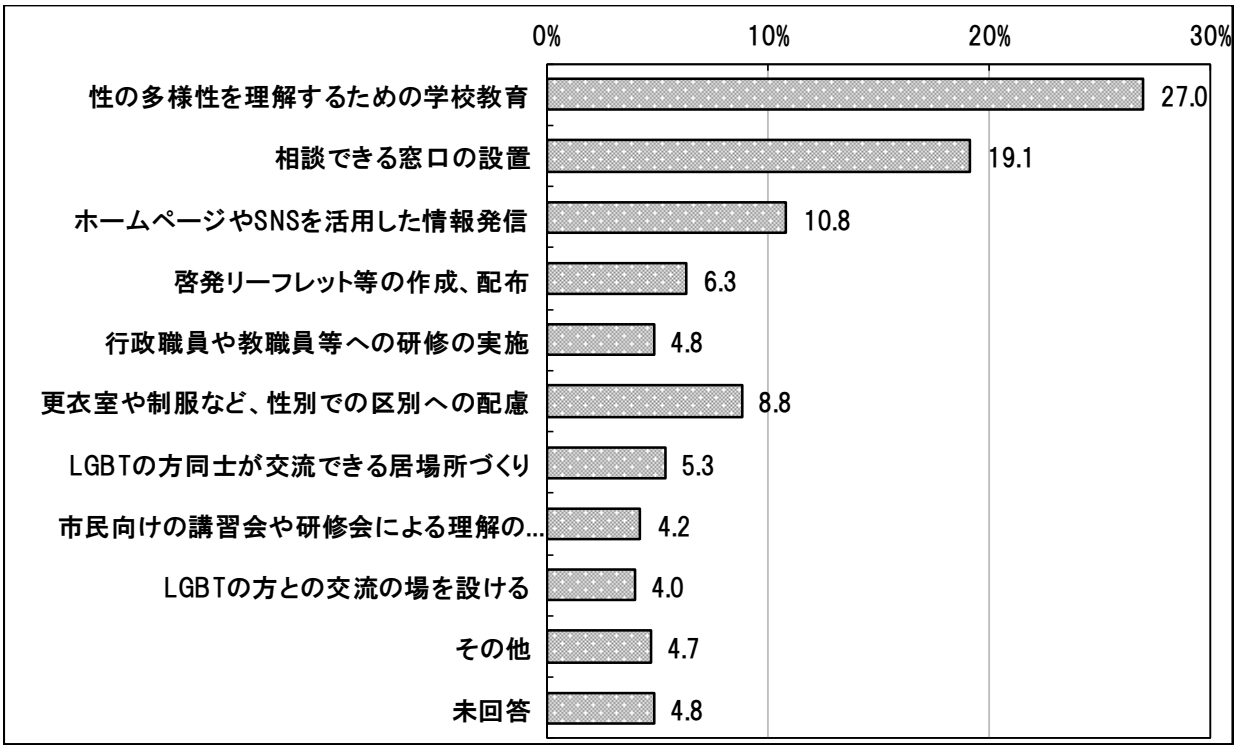

図表 17　「多文化共生に対する理解の促進や支援のために必要だと思う取組はどのようなものですか。（該当するもの１つに○）」に対する回答

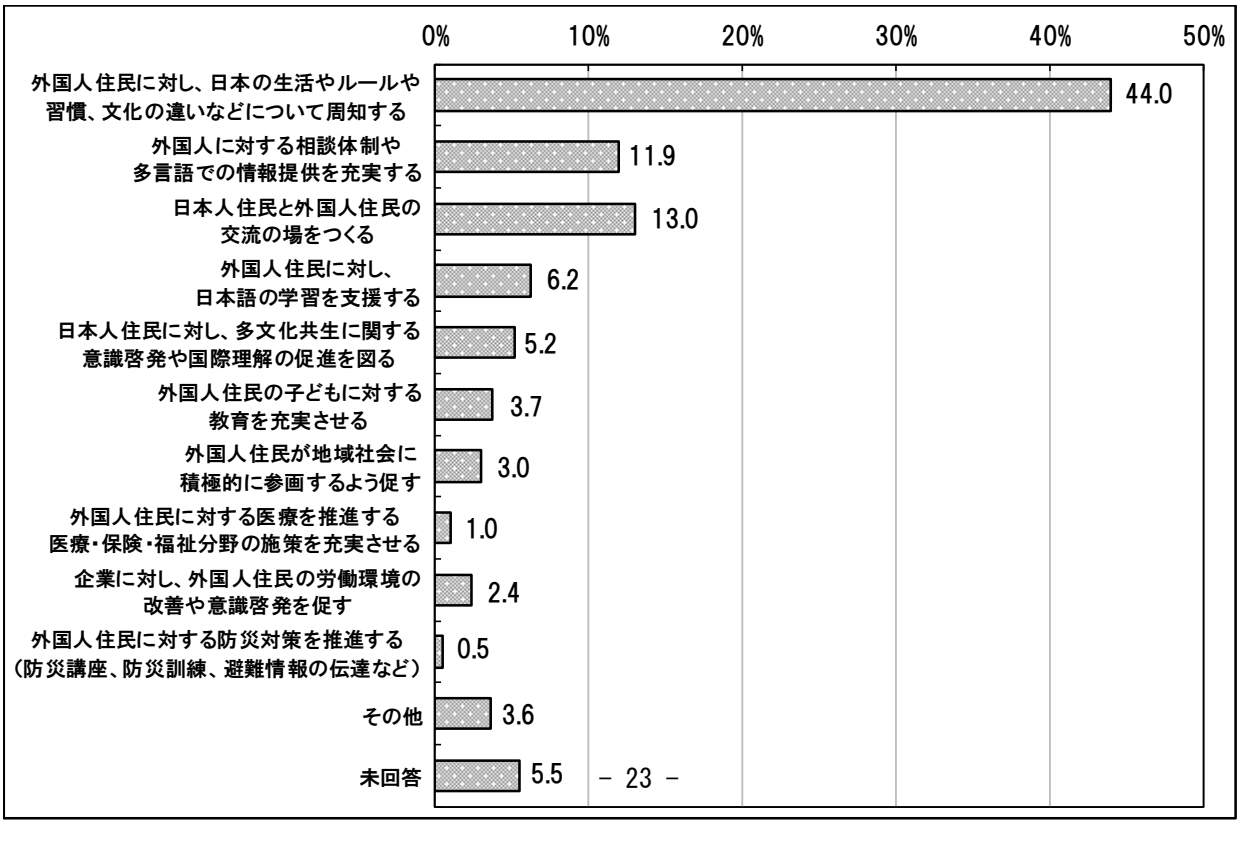

5　計画の性格・位置付け

（１）本計画は、市の最上位計画である「あきる野市総合計画」の分野別計画として、他の分野別の行政計画と整合性を図りながら、男女共同参画社会の実現に向けた施策を示すものとします。

（２）本計画は、「男女共同参画社会基本法」に基づく「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画」として位置付けます。

（３）本計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（ＤＶ防止法）に基づく「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」（ＤＶ防止基本計画）を包含するものとします。

（４）本計画は、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（女性支援新法）に基づく「困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画」(困難女性支援基本計画)を包含するものとします。

（５）本計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）に基づく「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画」（女性活躍推進計画）を包含するものとします。

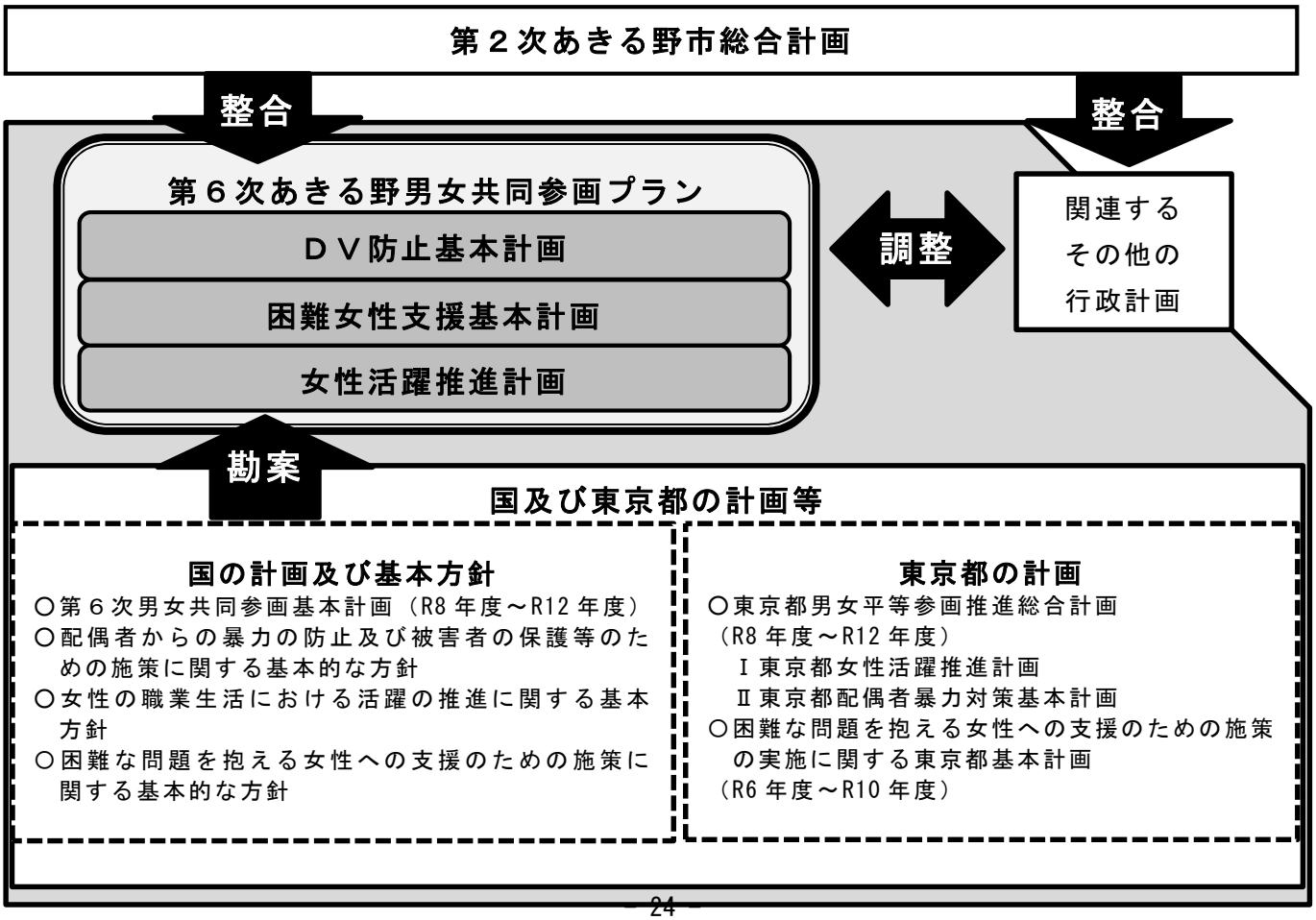

6　計画期間

令和９年度（2027 年度）から令和１３年度（2032 年度）までの５年間

※　ただし、社会情勢の変化等に伴い、施策の方向性等を変更する必要がある場合には、計画期間の途中であっても、本計画を見直す場合があります。

7　計画の基本理念

市では、第５次プランにおいて、DV、虐待等の人権侵害となる様々な暴力を根絶し、全ての人の人権が尊重される社会を形成することに加え、誰もが性別や年齢、国籍等にとらわれず、自らの意思に基づき、その個性と能力を十分に発揮することができる環境をつくることが重要であるとの考えの基、「全ての人が、多様性を認め、互いを尊重し合い、あらゆる分野で、自らの個性と能力を十分に発揮し輝くことができる社会づくり」を基本理念として掲げ、男女共同参画の推進等に向けて取り組んできました。

第６次プランにおいても、この基本理念を継承し、社会情勢の変化、国や東京都の動向などを踏まえながら、男女共同参画社会の実現等に向けて取り組んでいきます。

〔基本理念〕
全ての人が、多様性を認め、互いを尊重し合い、あらゆる分野で、自らの個性と能力を十分に発揮し輝くことができる社会づくり

8　施策の方向性

基本理念の実現に向け、次の５つの施策の方向性を設定しました。

方向性Ⅰ　男女共同参画社会の実現に向けた意識形成

全ての人が互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、性別や年齢、国籍等に関わりなくその個性と能力を発揮できる男女共同参画社会を実現するためには、アンコンシャス・バイアス[7]の解消、共働き・共育てなど、男女共同参画に関する意識啓発に加え、子どものときから男女平等及び人権

[7]これまでの経験や見聞きしてきたことにより自分自身が気付かないうちに形成されている無意識の思い込みのこと。進路選択や職場などにおいて、男性（女性）の方が向いているといったような固定的な性別役割分担意識を含む。

尊重の意識を高くめていくこと等が重要です。

このため、国や東京都が実施する取組の情報提供を行うとともに、男女共同参画に係る意識啓発及び教育活動に取り組みます。

方向性Ⅱ　あらゆる暴力の根絶と困難な問題を抱える女性への支援

【ＤＶ防止基本計画】

配偶者等からの暴力やハラスメント等は犯罪となる行為を含む重大な人権侵害です。特に、配偶者等からの暴力は、多くの場合、女性が被害者であり、個人の尊厳を害するだけでなく、男女平等の実現の妨げとなっています。

このため、全ての人が安心して暮らせる社会を実現するため、「ＤＶ防止法」に則り、暴力を受けている人の相談体制や支援を充実させるとともに、虐待やハラスメント等、あらゆる暴力の防止や若年層に対する予防啓発などに取り組みます。

【困難女性支援基本計画】

女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える方々が、本人の意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることが重要です。

このため、問題の発見、相談、心身の健康の回復のための支援、自立して生活するための援助等に、関係部署が連携して取り組みます。

方向性Ⅲ　職業生活における女性の活躍及びワーク・ライフ・バランスの推進【女性活躍推進計画】

人口減少や少子高齢化が進行する中、一人ひとりの働く意欲に応え、その能力を十分に発揮し、誰もが活躍できる社会の実現が一層強く求められています。

このため、「女性活躍推進法」に則り、男女の雇用機会と待遇の均等確保、女性の就労支援等に取り組むとともに、ワーク・ライフ・バランスの意識啓発や育児、介護における男女共同参画の推進及び支援に取り組みます。

方向性Ⅳ　生涯を通じた健康支援

男女が、互いにその身体的性差を理解し合い、相手に対する思いやりを持って生涯にわたり健康的な生活を送ることは、男女共同参画社会の実現に

当たり、重要な事項の１つです。特に、女性は妊娠・出産や女性特有の更年期疾患を経験する可能性があるなど、生涯を通じて男女で異なる健康上の問題に直面することに留意する必要があり、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ[8]（性と生殖に関する健康と権利）の視点も重要となります。

このため、全ての人がライフステージにおいて、心身ともに健康な生活を送ることができる社会を目指し、意識啓発、健（検）診の充実等に取り組みます。

方向性Ⅴ　あらゆる分野における男女共同参画の推進

男女共同参画社会を実現するためには、職業生活、家庭生活だけでなく、あらゆる分野において、女性が政策決定や意思決定過程に参画できる環境づくりを進め、方針決定に当たり女性の意見等が反映されることが重要です。

このため、制度・慣行等にとらわれず全ての人が安心して暮らせる社会の実現に向け、政策・方針決定の場や防災分野における女性の参画拡大に取り組みます。

[8]性や子どもを産むことに関わる全てにおいて、身体的にも精神的にも社会的にも良好な状態であること（リプロダクティブ・ヘルス）と、自分の意思が尊重され、自分の身体に関することを自分自身で決められる権利（リプロダクティブ・ライツ）の総称

9　施策の体系

【方向性】	【施策分野】	【施策】
Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた意識形成	1　男女共同参画に関する意識の醸成	1　男女共同参画に係る意識啓発の推進 2　多様性や多文化共生への理解の促進及び相談支援
	2　男女共同参画に関する教育の推進	1　学校における人権・男女平等に関する教育の推進
	3　協働による男女共同参画の推進	1　市民との協働による施策の推進
Ⅱ あらゆる暴力の根絶と困難な問題を抱える女性への支援	1　配偶者等からの暴力の根絶 【ＤＶ防止基本計画】	1　配偶者等からの暴力に関する周知啓発
	2　配偶者等からの暴力による被害者の支援 【ＤＶ防止基本計画】	1　配偶者等からの暴力による被害者の支援 2　被害者の自立支援 3　関係機関との連携
	3　様々な暴力の防止のための啓発及び相談支援 【ＤＶ防止基本計画】	1　虐待等防止のための啓発及び相談支援 2　若年層に対する予防啓発の実施 3　ハラスメント防止のための意識啓発
	4　困難な問題を抱える女性への支援 【困難女性支援基本計画】	1　困難な問題を抱える女性等に対する各種相談等の実施
Ⅲ 職業生活における女性の活躍及びワーク・ライフ・バランスの推進	1　職業生活における女性の活躍の推進 【女性活躍推進計画】	1　男女の雇用機会と待遇の均等確保 2　女性等の能力発揮と職業能力開発の支援
	2　ワーク・ライフ・バランスの推進 【女性活躍推進計画】	1　ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発 2　子育て支援による家庭生活との両立 3　介護支援による家庭生活との両立
Ⅳ 生涯を通じた健康支援	1　リプロダクティブ・ヘルス／ライツの推進	1　リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する意識啓発 2　妊娠・出産・産後に関する支援
	2　性差や年代に応じた健康支援	1　健康に関する周知啓発 2　予防や早期発見のための事業の実施
Ⅴ あらゆる分野における男女共同参画の推進	1　あらゆる分野での女性の参画拡大	1　政策・方針決定の場における男女共同参画の推進 2　防災分野における男女共同参画の推進

第２章　計画の内容

方向性Ⅰ　男女共同参画社会の実現に向けた意識形成

方向性Ⅱ　あらゆる暴力の根絶と困難な問題を抱える女性への支援

方向性Ⅲ　職業生活における女性の活躍及びワーク・ライフ・バランスの推進

方向性Ⅳ　生涯を通じた健康支援

方向性Ⅴ　あらゆる分野における男女共同参画の推進

方向性Ⅰ　男女共同参画社会の実現に向けた意識形成

施策分野１　男女共同参画に関する意識の醸成

男女共同参画社会、多様性を認め合う社会や多文化共生社会の実現に向け、育児・介護における男女共同参画の推進やアンコンシャス・バイアスの解消に向けた意識啓発、性的マイノリティに対する理解の促進、国籍・文化等が異なる方々との相互理解の促進などに関する取組を進めます。

施策１　男女共同参画に係る意識啓発の推進

男女共同参画社会の実現に向けて、男女共同参画に係る情報提供や事業の実施等により、意識啓発に取り組みます。

No	事　業　名	事　業　内　容	担　当　課
1	男女共同参画に係る意識啓発活動の推進	男女共同参画の推進に向けた国、東京都及び市の政策、取組等の情報提供を行い、男女共同参画の意識啓発を図る。	企画政策課
2	男女共同参画に係る意識啓発事業の実施	男女共同参画に係る意識啓発事業を実施する。	生涯学習推進課
3	両親学級の充実	両親学級を通じて、妊婦とその家族の子育てに対する意識の醸成を図る。	こども家庭センター
4	育児・介護休業制度の普及啓発	市内事業所に対し、育児・介護休業制度の普及啓発を図る。	商工振興課
		職員に対し、育児・介護休業制度の普及啓発を図る。	職員課
5	アンコンシャス・バイアスの解消に向けた意識啓発	アンコンシャス・バイアスに関する情報の収集及び提供を行い、解消に向けた意識啓発を図る。	企画政策課
6	共働き・共育ての実現に向けた意識啓発	共働き・共育ての実現に向けた取組に関する情報の収集及び提供を行い、共働き・共育てに対する意識啓発を図る。	企画政策課
		市内事業所に対し、共働き・共育ての実現に向けた取組に関する情報提供を行い、共働き・共育てに対する意識啓発を図る。	商工振興課

施策２　多様性や多文化共生への理解の促進及び相談支援

多様性を認め合う社会及び多文化共生社会の実現に向けて、ＬＧＢＴＱ等の性的マイノリティに関する理解の促進や、国際理解を深めるための周知啓発等を行うとともに、人権等に関する相談の実施、多言語翻訳機による外国人支援等の取組を進めます。

No	事　業　名	事　業　内　容	担　当　課
7	性の多様性や多文化共生に関する周知啓発	性的マイノリティを含む多様な性に関する理解の促進や多文化共生社会の実現に向けた周知啓発を行う。	企画政策課
8	人権等に関する相談の実施	人権問題や家庭での悩みごとなどの人権相談を実施する。また、性的マイノリティに関する相談があった場合には、東京都などの専門の相談機関につなげる。	市民課
9	多言語翻訳機を活用した窓口における支援	日本語以外を母国語とする外国人等に対し、市役所での手続等を円滑に行えるよう、多言語翻訳機を活用した支援を行う。	市民課

施策分野２　男女共同参画に関する教育の推進

男女共同参画社会の実現を図るためには、家庭や地域において、子どものときから男女平等及び人権尊重の意識を高めていくことが重要です。このため、学校や地域における学習機会の提供など、男女共同参画に関する教育活動を推進します。

施策１　学校における人権・男女平等に関する教育の推進

男女共同参画社会を実現するため、学校教育等において様々な機会を捉え、人権・男女平等意識を高める教育に取り組みます。

No	事　業　名	事　業　内　容	担　当　課
10	人権等に関する教職員の理解促進	人権や男女平等等に関する理解促進のため、国や東京都からの情報を各学校に提供し、教職員の理解を促す。	指導室
11	学校における人権教育の推進	各学校において各教科・領域等を通して人権教育の推進を図る。	指導室
12	人権教育推進のための指導の充実	東京都教育委員会が設置する人権教育推進委員会において、研修や情報交換等を通して、各校への指導の充実を図る。	指導室

No	事　業　名	事　業　内　容	担　当　課
13	個にとって望ましい勤労観・職業観を育む教育の充実	学校教育において、自己の生き方を考える指導を推進し、職業選択におけるアンコンシャス・バイアスの解消を図ることで、個に応じた望ましい進路選択ができる能力の向上を図る。	指導室
14	様々な職業に触れる機会の創出	学校教育において、市内事業所の見学、職場体験など、様々な職業に触れる機会の創出に取り組む。	指導室

施策分野３　協働による男女共同参画の推進

男女共同参画社会の実現に向けた意識をより効果的に醸成するため、市民との協働により男女共同参画に関する事業を実施します。

施策１　市民との協働による施策の推進

市民との協働により、第６次プランの推進状況の評価や意識啓発事業などに取り組みます。

No	事　業　名	事　業　内　容	担　当　課
15	男女共同参画推進市民会議との協働による事業の推進	第６次プランの推進状況を評価し、計画の推進方法等について検討する。	企画政策課
2	男女共同参画に係る意識啓発事業の実施（再掲）	男女共同参画に係る意識啓発事業を実施する。	生涯学習推進課

方向性Ⅱ　あらゆる暴力の根絶と困難な問題を抱える女性への支援

施策分野１　配偶者等からの暴力の根絶　【ＤＶ防止基本計画】

配偶者等からの暴力は、殴る蹴る等の身体的暴力だけでなく、暴言を浴びせる、長期間無視する等の心理的攻撃、生活費を渡さない等の経済的圧迫、性的暴力等、多岐にわたり、被害者の心身に有害な影響を及ぼします。

全ての人が互いの人権を尊重し、安心して暮らせるよう、配偶者等からの暴力の防止に向け、周知啓発や相談体制の充実等の取組を進めます。

施策１　配偶者等からの暴力に関する周知啓発

配偶者等からの暴力を防止するため、周知啓発や相談窓口等の周知を行うとともに、学校教育等における人権教育を通じて、配偶者等からの暴力が重大な人権侵害であることについて、理解の促進を図ります。

No	事　業　名	事　業　内　容	担　当　課
16	配偶者等からの暴力の防止に関する周知啓発	市ホームページやポスター等を活用し、配偶者等からの暴力を防止するための周知啓発、相談窓口等の周知を行う。	企画政策課
11	学校における人権教育の推進（再掲）	各学校において各教科・領域等を通して人権教育の推進を図る。	指導室
12	人権教育推進のための指導の充実（再掲）	東京都教育委員会が設置する人権教育推進委員会において、研修や情報交換等を通して、各校への指導の充実を図る。	指導室

施策分野２　配偶者等からの暴力による被害者の支援　【ＤＶ防止基本計画】

被害者の安全確保を最優先に行うとともに、自立や生活再建に向けて、生活・就労・経済面での支援を行います。また、関係機関と連携し、切れ目のない支援体制の構築に取り組みます。

施策１　配偶者等からの暴力による被害者の支援

配偶者等からの暴力を受けた被害者への相談支援や安全確保のための支援を実施します。

No	事　業　名	事　業　内　容	担　当　課
17	女性相談、母子・父子相談の実施	社会的、経済的に不安定な状況に置かれている母子・父子家庭や女性に対し、相談員による自立に必要な援助や指導等の相談を行う。	生活福祉課
18	母子等緊急一時保護の実施	被害を受けた母子等の身の安全を確保する緊急一時保護を実施する。	生活福祉課

施策２　被害者の自立支援

配偶者等からの暴力を受けた被害者が早期に自立できるよう、関係機関と連携し、自立に向けた支援を行います。

No	事　業　名	事　業　内　容	担　当　課
19	被害者の自立の促進	被害者が落ち着いた生活を取り戻せるように、関係機関等と連携を図り、自立に向けた支援を行う。	生活福祉課

施策３　関係機関との連携

配偶者等からの暴力を受けた被害者への適切な対応や円滑な支援を行うため、庁内関係部署における連携体制を維持します。

No	事　業　名	事　業　内　容	担　当　課
20	庁内の関係部署による連絡会の運営	庁内の関係部署による連絡会を運営し、市内における配偶者等からの暴力などに関する情報の共有及び連携を図る。	企画政策課

施策分野３　様々な暴力の防止のための啓発及び相談支援
【ＤＶ防止基本計画】

配偶者等からの暴力に限らず、セクシャルハラスメントやマタニティハラスメント、ストーカー行為、性暴力、虐待など、人権侵害となりうる様々な暴力の防止に向け、周知を行い、防止のための啓発及び相談支援に取り組みます。

施策１　虐待等防止のための啓発及び相談支援

障がい者虐待や高齢者虐待の防止に向けて、法令や相談窓口の周知啓発等に取り組みます。

No	事　業　名	事　業　内　容	担　当　課
21	障がい者虐待防止に関する周知啓発	市及び障害者虐待防止センターにおいて、障がい者虐待に関することや相談窓口の周知啓発を行う。	障がい者支援課
22	高齢者虐待防止に関する周知啓発	市及び地域包括支援センターにおいて、高齢者虐待に関することや相談窓口の周知啓発を行う。	高齢者支援課

施策２　若年層に対する予防啓発の実施

若年層が性犯罪・性暴力に巻き込まれないよう、予防啓発や相談窓口の周知を行います。

No	事　業　名	事　業　内　容	担　当　課
23	若年層の性暴力被害等の予防に関する周知啓発	市ホームページやパンフレット等を活用し、被害の予防啓発や相談窓口の周知啓発を行う。	企画政策課
24	若年層の性暴力被害予防及び性的同意に関する周知啓発	若年層の性暴力被害予防及び性的同意に関する理解促進のため、各校における授業等を通じて周知啓発を行う。	指導室
25	青少年を性暴力や有害環境から守るための取組	青少年を性暴力や有害環境から守るための取組として、青少年健全育成地区委員会等による非行防止パトロールを実施する。	生涯学習推進課

施策３　ハラスメント防止のための意識啓発

セクシャルハラスメントやマタニティハラスメント等のハラスメントを防止するため、市民や市内事業所等に対する意識啓発に取り組みます。

No	事　業　名	事　業　内　容	担　当　課
26	ハラスメント防止のための啓発	ハラスメントの防止及び性犯罪の撲滅に向け、市ホームページやパンフレット等を活用し、意識啓発を図る。	企画政策課
		市内事業所に対し、ハラスメント防止の周知啓発を図る。	商工振興課
		職員に対して研修等を実施し、ハラスメント防止の周知啓発を図る。	職員課

施策分野４　困難な問題を抱える女性への支援　【困難女性支援基本計画】

困難な問題を抱える女性が、地域で自立し、安心して暮らせるよう、各種相談や面接等による支援に取り組みます。

施策１　困難な問題を抱える女性等に対する各種相談等の実施

困難な問題を抱える女性等を早期に発見して必要な支援につなげるため、各種相談等を実施します。

No	事　業　名	事　業　内　容	担　当　課
17	女性相談、母子・父子相談の実施（再掲）	社会的、経済的に不安定な状況に置かれている女性や母子・父子家庭に対し、相談員による自立に必要な援助や指導等の相談を行う。	生活福祉課
27	母子健康手帳の交付と面談の実施	妊産婦の健康管理を総合的、定期的に行うことにより、女性自ら母性に対する認識を深めてもらうため、母子健康手帳の交付を行う。また、母子健康手帳の交付時に保健師等との妊婦面談を実施することで、困難な問題を抱える妊婦を早期に発見し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援につなげる。	こども家庭センター
28	地区担当保健師による地区活動の実施	地区担当保健師が地区活動を実施する中で、地域で複合化・複雑化した課題や制度の狭間にある課題を抱える女性を早期に発見し、関係機関と連携して支援する。	福祉総務課
29	困難な問題を抱える女性への支援体制の整備	相談に応じて、安定した生活に向けての包括的な支援を行う。	生活福祉課

方向性Ⅲ　職業生活における女性の活躍及びワーク・ライフ・バランスの推進【女性活躍推進計画】

施策分野１　職業生活における女性の活躍の推進

女性活躍推進法に則り、働く場面で活躍したいという希望を持つ全ての女性がその能力等を発揮できるよう、雇用環境の改善に向けた情報提供、就労支援等に取り組みます。

施策１　男女の雇用機会と待遇の均等確保

男女が職場においてその個性や能力を十分に発揮できるよう、育児・介護における男女共同参画の推進、雇用環境の改善に向けた情報提供等に取り組みます。

No	事　業　名	事　業　内　容	担　当　課
4	育児・介護休業制度の普及啓発（再掲）	市内事業所に対し、育児・介護休業制度の普及啓発を図る。	商工振興課
		職員に対し、育児・介護休業制度の普及啓発を図る。	職員課
30	パートタイム労働等に関する情報提供	市内事業所に対し、パートタイム労働等の労働条件に関する情報提供を行う。	商工振興課
31	労働相談への対応	市民等から労働に関する相談を受けた際、東京都などの専門の相談機関につなげる。	商工振興課
32	男女の雇用機会と待遇の均等確保に関する啓発活動の推進	市内事業所に対し、男女の雇用機会と待遇の均等確保に関する啓発活動を推進する。	商工振興課
33	あきる野市特定事業主行動計画の推進	あきる野市特定事業主行動計画を推進するとともに、推進状況を公表する。	職員課

施策２　女性等の能力発揮と職業能力開発の支援

女性等の就職や再就職、起業等に必要となる能力開発の支援や情報提供に取り組みます。

No	事　業　名	事　業　内　容	担　当　課
34	就労の際に役立つ技能や技術の習得のための情報提供	就労の際に役立つ技能や技術の習得のための情報提供を行う。	商工振興課
35	女性の就職支援の実施及び情報提供	就労意欲を持つ女性を対象としたワーキングセミナーの実施や就職に関する情報を提供する。	商工振興課

No	事　業　名	事　業　内　容	担　当　課
36	起業等に関する支援	創業希望者に対する創業支援、既存事業者に対する事業承継支援、地域事業者に対する求人支援及び求職中の市民に対する就労支援を行う。	商工振興課
37	ひとり親家庭への自立支援給付費の支給	ひとり親家庭の親に対して、自立支援給付費を支給することで職業スキルの向上や主体的な能力開発を促進する。	生活福祉課
38	ひとり親家庭ホームヘルプサービスの実施	ひとり親家庭の親が職業能力開発センターに通学するなど、自立を促進するために必要な事由等により、一時的に支援が必要な家庭にホームヘルパーを派遣する。	生活福祉課

施策分野２　ワーク・ライフ・バランスの推進

男性も女性も、一人ひとりが、やりがいや充実感を持って働き、仕事上の責任を果たしながらも、家庭や地域生活などの様々な場や各自のライフステージにおいて、多様な生き方が選択・実現できる環境を整備していく必要があります。このため、「仕事」と、子育てや親の介護、地域活動などの「生活」との調和がとれ、双方が充実しているワーク・ライフ・バランスの実現を目指し、意識啓発や子育て・介護支援等に取り組みます。

施策１　ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発

ワーク・ライフ・バランスを推進するため、意識啓発に取り組みます。

No	事　業　名	事　業　内　容	担　当　課
39	ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発	国や東京都と連携し、市ホームページ等の活用により、市民等に対して、ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発を図る。	企画政策課
		市内事業所に対し、ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発を図る。	商工振興課
		職員に対し、ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発を図る。	職員課
40	ワーク・ライフ・バランスを推進する事業所の認定及び周知	ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む市内事業所を認定するとともに、市ホームページ等でその取組内容を周知する。	企画政策課

施策２　子育て支援による家庭生活との両立

男女が共に育児と家庭、仕事の両立ができるよう、多様なニーズに対応した子育て支援サービスの充実に努めるとともに、地域全体で子育てを支える仕組みづくりに取り組みます。

No	事　業　名	事　業　内　容	担　当　課
41	子育て支援に関する情報の発信	市ホームページ、るのキッズアプリ、メール配信サービス等を活用し、子育てに関する情報の発信を行う。	こども政策課
38	ひとり親家庭ホームヘルプサービスの実施（再掲）	ひとり親家庭の親が職業能力開発センターに通学するなど、自立を促進するために必要な事由等により、一時的に支援が必要な家庭にホームヘルパーを派遣する。	生活福祉課
42	ファミリー・サポート・センターの運営	地域の中で助け合えるよう子育ての援助活動を行うファミリー・サポート・センターを運営する。	こども家庭センター
43	子どもショートステイ事業及び乳幼児一時預かり事業の実施	保護者が疾病等の理由により、一時的に養育が困難となったときやリフレッシュしたいときに利用できる子どもショートステイ事業及び乳幼児一時預かり事業（子育てひろば「こころの」内）を実施する。	こども家庭センター
		保護者が疾病等の理由により、一時的に養育が困難となったときやリフレッシュしたいときに利用できる乳幼児一時預かり事業（私立保育所等）を実施する。	保育課
44	病児・病後児保育の実施	保護者が安心して子育てと就労の両立などができるよう、病気中や病気の回復期にある生後６か月から小学校３年生までの児童を預かる病児・病後児保育事業を実施する。	こども家庭センター
45	子育てひろばの運営	乳幼児を育てる親の交流や育児情報の提供等を行う場として、子育てひろばを運営する。	こども家庭センター
46	延長保育及び休日保育事業並びに幼稚園型一時預かり事業の実施	保護者の就労形態の多様化や就労時間等の状況を考慮して、保育園での延長保育及び休日保育事業並びに幼稚園での幼稚園型一時預かり事業を実施する。	保育課
47	放課後等における子どもの居場所の確保	日中に保護者が就労で家庭にいない児童への適切な遊びと生活の場を提供することで、保護者が働き続けられる環境を整備する。	こども政策課

施策３　介護支援による家庭生活との両立

男女が共に介護と家庭、仕事の両立ができるよう、介護サービスに関する情報提供、介護教室の実施、介護者等の相談支援等に取り組みます。

No	事　業　名	事　業　内　容	担　当　課
48	介護保険制度等の周知啓発	要介護、要支援者が介護サービスを適切に利用できるよう、介護保険制度等の周知啓発を行う。	高齢者支援課
No	事　業　名	事　業　内　容	担　当　課
49	介護教室の実施	在宅で高齢者を介護している家族や介護に関心のある方などを対象に、適切な介護知識・技術を習得してもらうことを目的として、介護教室を実施する。	高齢者支援課
50	介護者等の相談支援	障がい者相談支援センターにおいて、在宅で障がい者を介護している人等の日常的な悩みや相談に対応する。	障がい者支援課
		地域包括支援センターにおいて、在宅で高齢者を介護している人等の日常的な悩みや相談に対応する。	高齢者支援課

方向性Ⅳ　生涯を通じた健康支援

施策分野１　リプロダクティブ・ヘルス／ライツの推進

リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）は、男女共に持つ権利であり、特に女性は、妊娠・出産や女性特有の更年期疾患を経験する可能性があるなど、健康上の問題に対する理解や支援が求められています。

このため、自らの意思に基づき、自分らしく生きることができるよう、リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する意識啓発を行うとともに、妊娠・出産に当たって必要な相談及び支援に取り組みます。

施策１　リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する意識啓発

リプロダクティブ・ヘルス／ライツについて、男女が互いに理解できるよう情報を提供し、意識啓発を図ります。

また、リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する知識の取得は、性暴力やデートＤＶなどの被害の防止や妊娠・出産を含め、生涯にわたる健康につながることから、学校教育を通じた若年層への周知啓発に取り組みます。

No	事　業　名	事　業　内　容	担　当　課
51	リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する意識啓発	妊娠や出産について、女性の自己決定権が十分尊重されるよう、リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する情報を提供し、男女の意識啓発を図る。	企画政策課 こども家庭センター
24	若年層の性暴力被害予防及び性的同意に関する周知啓発（再掲）	若年層の性暴力被害予防及び性的同意に関する理解促進のため、各校における授業等を通じて周知啓発を行う。	指導室

施策２　妊娠・出産・産後に関する支援

母子健康手帳の交付や妊婦健康診査の実施、新生児訪問等による産後の体調などの相談支援等、妊娠期から子育て期にわたる支援に取り組みます。

No	事　業　名	事　業　内　容	担　当　課
27	母子健康手帳の交付と面談の実施（再掲）	妊産婦の健康管理を総合的、定期的に行うことにより、女性自ら母性に対する認識を深めてもらうため、母子健康手帳の交付を行う。また、母子健康手帳の交付時に保健師等との妊婦面談を実施することで、困難な問題を抱える妊婦を早期に発見し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援につなげる。	こども家庭センター

No	事　業　名	事　業　内　容	担　当　課
52	妊娠・出産・産後の支援	妊娠経過の確認と妊婦の身体異常の早期発見や健康保持・増進の充実を図る。また、出産後に新生児訪問等を実施し、育児に関する悩みや産後の体調などの相談支援を行う。	こども家庭センター
53	特定不妊治療費助成事業の実施	高額な特定不妊治療を受ける方に対し、東京都の特定不妊治療費助成に上乗せして医療費の一部を助成する。	こども家庭センター

施策分野２　性差や年代に応じた健康支援

生涯を通じた健康の保持のためには、性差や年代に応じた保健・医療を受ける必要があることから、各自のライフステージにおいて、心身の健康状態に応じた適切な自己管理を行うことができるよう、年代ごとの健康教育や仕事と健康課題の両立に関する支援などに取り組みます。

施策１　健康に関する周知啓発

男女が生涯にわたり健康な生活が送れるよう、健康支援に関する周知啓発等を実施します。

No	事　業　名	事　業　内　容	担　当　課
54	健康に関する情報提供及び意識啓発の推進	児童・生徒に対する取組として、市内小・中学校において健康教育を実施する。また、地域住民に対する取組として、地域の集まり等において地域健康教育を実施する。	福祉総務課
		健康の保持・増進を目的として健康教育を実施するとともに、市ホームページ、メール、チラシ等で、生活習慣病予防、運動・栄養、心の健康、健（検）診に関する情報発信を行うことで、健康に関する正しい知識の普及を図る。	健康課
55	プレコンセプションケアに関する周知啓発	性別を問わず、適切な時期に、性や健康に関する正しい知識を持ち、妊娠・出産を含めたライフデザイン（将来設計）や将来の健康を考えて健康管理を行うプレコンセプションケアについての周知啓発を行う。	企画政策課 こども家庭センター
		先天性風しん症候群について周知啓発するとともに、その対策として実施する妊娠を希望する方とその家族等を対象とした「風しん抗体検査・予防接種事業」の周知を行う。	健康課

No	事　業　名	事　業　内　容	担　当　課
56	仕事と健康課題の両立に関する支援	仕事と健康の両立のため、ライフステージに応じた健康課題への理解を深める研修の実施や啓発を推進するとともに、定期健康診断の受診の徹底や相談窓口の周知等に取り組む。	職員課

施策２　予防や早期発見のための事業の実施

生涯を通じて健康でいられるよう、年代に応じた健（検）診事業等を実施するとともに、介護予防・フレイル予防を推進します。

No	事　業　名	事　業　内　容	担　当　課
57	年代に応じた健(検)診事業等の実施	年代に応じた健(検)診事業等を実施する。	健康課
58	介護予防・フレイル予防の推進	生活支援コーディネーター及びあきる野市地域ぐるみの支え合い推進協議体と連携し、高齢者の引きこもりの解消や介護予防など、元気な高齢者を増やすことを目的に、地域の通いの場の創出を推進する。	高齢者支援課

方向性Ⅴ　あらゆる分野における男女共同参画の推進

施策分野１　あらゆる分野での女性の参画拡大

あらゆる分野における意思決定過程への女性の参画拡大は、社会に多様性と活力をもたらし、あらゆる人が暮らしやすい社会の実現のために極めて重要です。

国は、「第５次男女共同参画基本計画」から引き続き、あらゆる分野において、2020年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が30%程度となるよう目指して取組を進めることとし、2030年代には、誰もが性別を意識することなく活躍でき、指導的地位にある人々の性別に偏りがないような社会となることを目指し、あらゆる分野での女性の参画拡大を進めていくこととしています。市においても、引き続き、審議会や委員会、防災活動等への女性の参画を積極的に推進し、多様な意見が意思決定に反映できるよう取り組んでいきます。

施策１　政策・方針決定の場における男女共同参画の推進

多様な意見が市政に反映できるよう委員会等の女性比率の拡大を図るほか、研修等を通じて、市職員における男女共同参画意識の啓発に取り組みます。

No	事　業　名	事　業　内　容	担　当　課
59	委員の女性比率の拡大	市政に女性の意見や視点を反映させるため、委員会等委員に占める女性委員の比率が40%以上となるよう、関係部署に働きかける。	企画政策課
60	男女共同参画に関する職員研修の充実	男女共同参画に関する職員研修の充実を図る。	職員課

施策２　防災分野における男女共同参画の推進

災害の発生又は発生しそうなとき、子どもや高齢者、身体が不自由な方など、避難や避難生活に支援が必要な方に対し必要な支援が行えるよう、地域防災計画に男女共同参画の視点を取り入れるとともに、地域防災リーダーへの女性の登用を推進します。

No	事　業　名	事　業　内　容	担　当　課
61	男女共同参画の視点を取り入れた地域防災計画の推進	男女共同参画の視点を取り入れた地域防災計画の推進を図る。	地域防災課
62	女性地域防災リーダーの増員	防災分野に多様な視点を取り入れるため、女性地域防災リーダーの増員を図る。	地域防災課

第３章　計画の推進

１　計画の推進体制

２　計画の推進状況の管理

３　数値目標の設定

１　計画の推進体制

男女共同参画社会の実現に向けて、全庁的に施策に取り組むとともに、市民との協働や関係機関等との連携により、各施策を着実かつ効率的に推進していきます。

（１）庁内推進体制

男女共同参画の推進に係る施策を総合的に推進するため、市長を本部長とし、副市長、教育長及び部長級の職員を部員として構成する「あきる野市男女共同参画推進本部」（以下「推進本部」という。）を設置しています。

推進本部では、男女共同参画に係る施策や計画の推進、策定について総合的な企画・調整を行い、推進本部が中心となって、全庁的な取組を推進します。

（２）市民との協働

男女共同参画の推進に当たり、市民の意見を反映させるため、市民等の代表から構成する「あきる野市男女共同参画推進市民会議」（以下「市民会議」という。）を設置しています。

市民会議では、男女共同参画プランの施策の推進状況について、男女共同参画の視点から評価を行います。また、男女共同参画プランを策定する際には、市は市民会議への意見聴取を行います。

（３）国、東京都、他自治体及び関係機関との連携

男女共同参画の推進に関する施策は、広範多岐にわたるため、広域での対応が効果的な施策や市単独での対応が困難な施策等については、国や東京都、他自治体及び関係機関と連携して推進します。

また、国、東京都の動向や他自治体の取組等の情報収集を行うとともに、他自治体との会議に参加し、意見交換等を行います。

２　計画の推進状況の管理

（１）ＰＤＣＡサイクル[*9]による計画の推進状況の管理

男女共同参画社会の実現に向けて、計画に定めた施策事業を着実に推進するため、ＰＤＣＡサイクルに基づく推進状況の管理を行います。

短期的な推進状況管理として、毎年度、各事業の推進状況の評価を行います。

---

[9]PLAN（計画）、DO（実施）、CHECK（評価）、ACTION（改善）の４つの視点をプロセスの中に取り込むことで、プロセスを不断のサイクルとし、継続的な改善を推進するマネジメント手法のこと

第２章に示した６２事業について、事業ごとに設定した目標に対する推進状況の評価を担当課と市民会議において実施し、必要に応じて事業の実施方法を改善していきます。

本計画の終了年次には、施策分野ごとの目標や各年度の事業の評価結果、推進本部・市民会議の意見、社会状況を踏まえた検証を行い、次期計画に反映します。

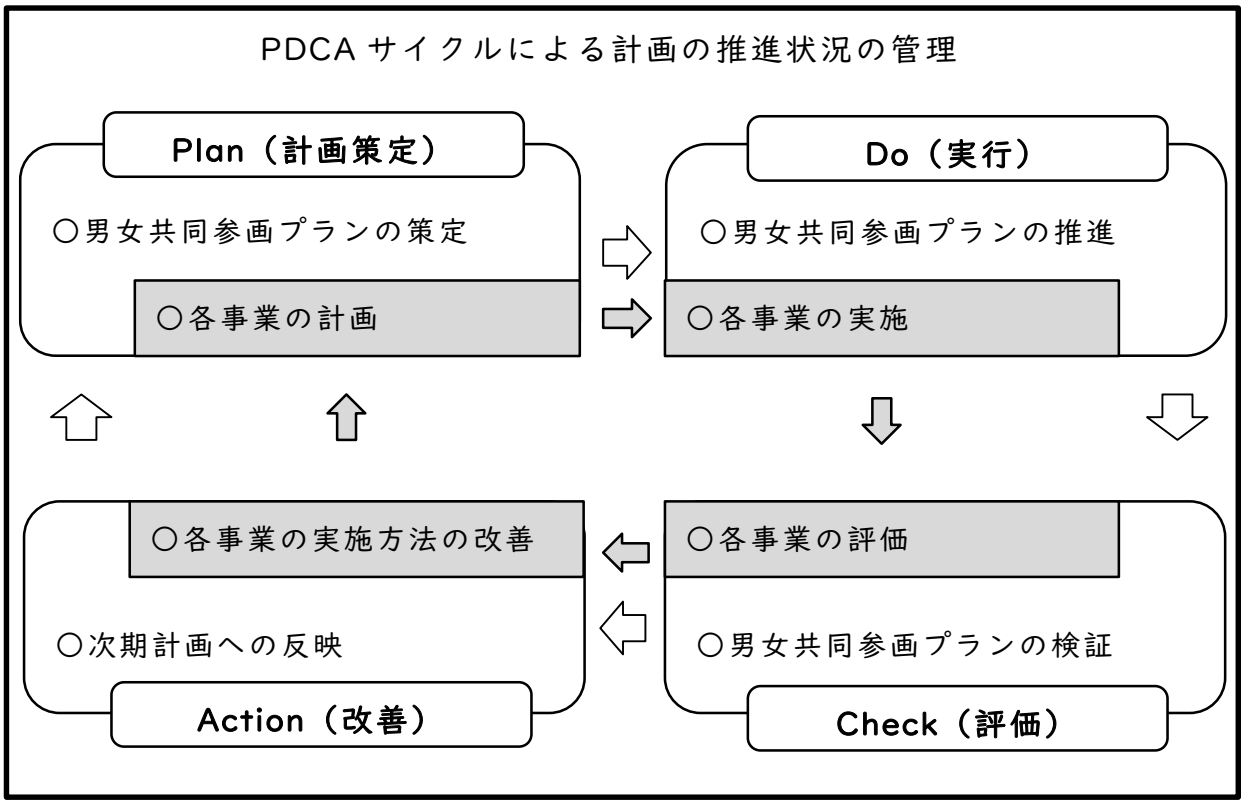

3　数値目標の設定

（１）方向性ごとの目標

方向性ごとに数値目標を設定しています。

方向性	項　目	現　状	目標
Ⅰ　男女共同参画社会の実現に向けた意識形成	「男女共同参画社会とは、どのようなことか」を「知っている」及び「言葉は知っている」の比率（市民アンケート調査による）	72.3%（令和８年度市民アンケート調査結果）	令和14年３月31日までに80%
Ⅲ　職業生活における女性の活躍及びワーク・ライフ・バランスの推進	「ワーク・ライフ・バランス」について、「内容を含めて知っている」の比率及び「言葉は聞いたことがある」の比率（市民アンケート調査による）	85.9%（令和８年度市民アンケート調査結果）	令和14年３月31日までに95%
	ワーク・ライフ・バランス推進事業所認定事業における認定事業所数	令和８年９月１日現在 11社	令和14年３月31日までに １５社
Ⅴ　あらゆる分野における男女共同参画の推進	(1)委員会等委員に占める女性の参画率 (2)女性委員が30%以上の委員会等の比率 (3)女性委員がいる委員会等の比率	令和８年４月１日現在 (1)34.1% (2)38.2% (3)88.2%	令和14年３月31日までに (1)40% (2)50% (3)90%

（２）事業ごとの目標

第２章に示した６２事業それぞれに設定した目標のうち、数値目標を設定したものをまとめています。

事業No.	事業	項目	現状	目標
1	男女共同参画に係る意識啓発活動の推進	「男女共同参画社会とは、どのようなことか」を「知っている」及び「言葉は知っている」の比率（市民アンケート調査による）	72.3%（令和８年度市民アンケート調査結果）	令和 14 年３月31 日までに80%
2	男女共同参画に係る意識啓発事業の実施	男女共同参画に係る意識啓発事業の実施	令和７年度２回	年１回以上
4	育児・介護休業制度の普及啓発	(1)男性職員の育児休業(2 週間以上)取得率 (2)女性職員の育児休業取得率	令和７年度 (1)75% (2)100%	令和 13 年３月31 日までに (1)85% (2)100%
5	アンコンシャス・バイアスの解消に向けた意識啓発	「アンコンシャス・バイアス」について、「内容を含めて知っている」及び「言葉は聞いたことがある」の比率（市民アンケート調査による）	31.5%（令和８年度市民アンケート調査結果）	令和 14 年３月31 日までに40%

7	性の多様性や多文化共生に関する周知啓発	(1)「性的マイノリティ」 (2)「多文化共生」 以上の言葉について、「内容を含めて知っている」及び「言葉は聞いたことがある」の比率（市民アンケート調査による）	(1)83.1% (2)77.2% （令和８年度市民アンケート調査結果）	令和14年３月31日までに (1)90% (2)85%
12	人権教育推進のための指導の充実	人権教育に関する事業の回数	令和７年度 ３回	維持
14	様々な職業に触れる機会の創出	事業所見学／職場体験の機会の提供	令和７年度 １回	年１回以上
16	配偶者等からの暴力の防止に関する周知啓発	「ＤＶ、デートＤＶ」について、「内容を含めて知っている」及び「言葉は聞いたことがある」の比率 （市民アンケート調査による）	87.8% （令和８年度市民アンケート調査結果）	令和14年３月31日までに 95%
21	障がい者虐待防止に関する周知啓発	研修会の実施	令和７年度 １回	年１回
26	ハラスメント防止のための啓発	ハラスメント研修の実施	令和７年度 １回	年１回以上
35	女性の就職支援の実施及び情報提供	セミナーの開催	令和７年度 １回	年１回以上

39	ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発	「ワーク・ライフ・バランス」について、「内容を含めて知っている」の比率及び「言葉は聞いたことがある」の比率（市民アンケート調査による）	85.9%（令和８年度市民アンケート調査結果）	令和14年３月31日までに95%
		市職員の年次有給休暇の平均取得日数	令和７年13.2日	毎年15日以上
40	ワーク・ライフ・バランスを推進する事業所の認定及び周知	ワークライフバランス推進事業所認定事業における認定事業所数	令和８年９月１日現在11社	令和14年３月31日までに15社
41	子育て支援に関する情報の発信	るのキッズアプリの登録割合（０歳児）	令和７年度50.6%	令和14年３月31日までに60%
47	放課後等における子どもの居場所の確保	学童クラブの待機児童数（年度末時点）	令和７年度末時点０人	０人
49	介護教室の実施	(1)介護教室の実施回数 (2)介護教室の参加者数	令和７年度 (1)9回 (2)162人	【調整中】 ※現在策定作業中の次期「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき設定する。

51	リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する意識啓発	「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」について、「内容を含めて知っている」及び「言葉は聞いたことがある」の比率（市民アンケート調査による）	12.6% （令和８年度市民アンケート調査結果）	令和 14 年３月 31 日までに 20%
57	年代に応じた健（検）診事業等の実施	(1)がん検診の受診率 (2)特定健康診査の受診率 (3)特定保健指導の受診率	令和７年度 (1)がん検診 胃がん　16.8% 大腸がん　34.9% 肺がん　16.3% 乳がん　26.7% 子宮がん　22.0% (2)52.26% (3)15.78%	現状値からの増加
59	委員の女性比率の拡大	(1)委員会等委員に占める女性の参画率 (2)女性委員が30％以上の委員会等の比率 (3)女性委員がいる委員会等の比率	令和８年４月１日現在 (1)34.1% (2)38.2% (3)88.2%	令和 14 年３月 31 日までに (1)40% (2)50% (3)90%
60	男女共同参画に関する職員研修の充実	男女共同参画に関する職員研修の実施	令和７年度 ２回	年１回以上
62	女性地域防災リーダーの増員	女性防災リーダーの人数	令和７年度 136 人 (新規登録：12 人)	令和 14 年３月 31 日までに 150 人

資　料

1　計画策定までの経過

2　男女共同参画社会基本法

3　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

4　困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

5　女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

6　仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章

7　あきる野市男女共同参画推進市民会議

8　あきる野市男女共同参画推進本部設置要綱

9　あきる野市ワーク・ライフ・バランス推進事業所認定事業実施要綱

10　国際婦人年以降の国内外の動き